

経済産業省

令和4年度

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業)のうち、

次世代ZEH+実証事業

- ■次世代ZEH+(建売住宅)実証事業
- ■TPOモデルを活用した次世代ZEH+実証事業

公募要領

(一次公募)



令和4年5月

一般社団法人 低炭素投資促進機構

補助金申請者の皆様へ

一般社団法人 低炭素投資促進機構(以下「GIO」といいます。)が取り扱う補助金は、経済産業省から交付決定を受けた、いわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

GIO の補助金に申請される皆様におかれましては、以下の点につき充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただきたくよろしくお願い致します。

- 1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」といいます。)」、及びGIOが定める住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業)交付規程(以下「交付規程」といいます。)、および本公募要領、公募説明会資料、GIOの本事業ホームページ等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを十分に理解して下さい。
- 2. 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
- 3. 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、GIO は、補助金の受給者並びに事業に係る取引先(請負先、委託先等)に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4. 3.の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済みの補助金のうち取消対象となった額に加算金 (年 10.95%の利率) を加えた額を返還していただきます。併せて、GIOから新たな補助金等の交付を一定期間、行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- 5. 補助金に係る不正行為に対しては、適性化法第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。申請者は、あらかじめ補助金に関するそれらの規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととして下さい。
- 6. GIO から補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業については、補助金の交付対象とはなりません。
- 7. 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額 100 万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様)。
- 8. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」といいます。)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について GIO の承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、GIO は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
 - ※処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう(以下同じ)。
 - ※処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保 に供することをいう。
- 10. 補助事業に係る資料 (申請書類、GIO 発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類) は、補助事業完了 (廃止の承認を受けた場合を含みます。) の日が属する年度の終了後 5 年間いつでも閲覧に供せるよう保存して下さい。
- 11. 補助事業終了後、補助事業の成果等について、GIO 又は経済産業省が報告及び資料提供等を求めた場合は、協力するよう努めて下さい。
- 12. GIO は、交付決定後、交付決定した補助事業概要等を GIO の本事業ホームページ等で公表することがあります(個人・個人事業主名は除く)。

≪参考≫ ΖΕΗロードマップにおけるΖΕΗの定義

【基本事項】

●ZEHとは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の対象は暖冷房、換気、給湯、照明とします。 また、計算方法は、平成28年省エネルギー基準で定められている計算方法に従うものとします。なお、法改 正等に伴い計算方法や地域区分の見直しが行われた場合には、当該改正等の適用時期に応じて、最新の省エネ ルギー基準に準拠した計算方法及び、地域区分に従うこととします。

また、再生可能エネルギー量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含めます。但し、エネルギー自立の観点から、再生可能エネルギーは全量買取ではなく、余剰電力の買取とすべきです。また、再生可能エネルギーを貯めて発電時間以外にも使えるよう、蓄電池の活用が望まれます。

【定義】

- 『ZEH』の定義 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)
- ・ 外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー 消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅
- ・以下の①~④の全てに適合した住宅
 - ①強化外皮基準($1\sim8$ 地域の平成 2 8 年省エネルギー基準(η A C 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、 U_A 値 1、2 地域:0. 4 [W/m K] 以下、3 地域:0. 5 [W/m K] 以下、 $4\sim7$ 地域:0. 6 [W/m K] 以下)
 - ②再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
 - ③再生可能エネルギーを導入(容量不問)
 - ④再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量 削減
 - ※エネルギーに係る設備については所有者を問わず、当該住宅の敷地内に設置されるものとする。
- ●Nearly Z E Hの定義(ニアリー・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)
- ・『ZEH』を見据えた先進住宅として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた住宅
- ・以下の①~④の全てに適合した住宅
 - ①強化外皮基準($1\sim8$ 地域の平成 2 8 年省エネルギー基準(η A C 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、U A 値 1、 2 地域:0. 4 [W/m K] 以下、3 地域:0. 5 [W/m K] 以下、 $4\sim7$ 地域:0. 6 [W/m K] 以下)
 - ②再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
 - ③再生可能エネルギーを導入(容量不問)
 - ④再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減
 - ※エネルギーに係る設備については所有者を問わず、当該住宅の敷地内に設置されるものとする。
- ZEH Oriented の定義(ゼロ・エネルギー・ハウス指向型住宅)
- ・ \mathbb{Z} E H 』を指向した先進的な住宅として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた住宅・以下の①~②の全てに適合した住宅
 - ①強化外皮基準($1 \sim 8$ 地域の平成 2 8 年省エネルギー基準(η A C 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、U A 値 1 、 2 地域:0 . 4 $[W/m^2K]$ 以下、3 地域:0 . 5 $[W/m^2K]$ 以下、 $4 \sim 7$ 地域:0 . 6 $[W/m^2K]$ 以下)
 - ②再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減 (再生可能エネルギー未導入でも可)

※エネルギーに係る設備については所有者を問わず、当該住宅の敷地内に設置されるものとする。 ※都市部狭小地(北側斜線制限の対象となる用途地域等(第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域並びに地方自治体の条例において北側斜線規制が定められている地域)であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く)及び多雪地域(建築基準法で規定する垂直積雪量が100cm以上に該当する地域)に建築された住宅に限る。

注)上記はZEHロードマップにおけるZEHの定義であり、本事業の要件と異なる部分があります。 本事業の要件についてはP11をご確認下さい。

【目次】

≪参考≫ ZEHロー	- ドマップにおけるZEHの定義	2
【日次】		q
<公募期間及び	書類提出先>	
1. 公募期間		4
2. 書類提出方法と携	是出先	6
3. 留意点		7
4. 書類作成方法		7
5. お問い合わせ先		8
<本編>		
e. I Main a		
1 事業名称		10
	·	
)追加選択要件について	
	: の調整	
	ド上限額	
	ブユール、手続き等	
	4/	
	こついて	

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業)

- ■次世代ZEH+(建売住宅)実証事業
- ■TPOモデルを活用した次世代ZEH+実証事業

公募期間及び書類提出先

1. 公募期間

【一次公募】

2022年6月1日(水)~8月19日(金)

公募開始 : 6月1日(水)

交付申請締切日 : 8月19日(金) 17時(必着)

なお、一次公募の採択状況で予算未達の場合、以下の通り二次公募を実施します。

【二次公募】

2022年8月26日(金)~11月7日(月)

公募開始 : 8月26日(金)

交付申請締切日 : 11月7日(月) 17時(必着)

●公募期間内は随時交付申請を先着順に受け付け、交付申請締切日までに申請書類が到着し、かつ 記載内容に不備のない申請について、必要な審査を実施し交付決定を行います。

不備の無い書類一式を受け付けた順番での先着順になります。GIO が確認して、申請書類一式の中に不備書類や不足書類がある場合、再度提出をお願いし、不備が無くなった段階で正式な受付(交付決定へのエントリー)扱いになります。正式な受付が行われた段階で、GIOから確認完了の通知を行い、これによって申請を受理したものとします。なお、不備の内容によっては、申請不受理扱いや審査対象外とすることがありますので、ご注意下さい。

- ●公募期間中であっても補助対象事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は、原則受理しませんので、申請状況には十分注意してください。GIOでは、申請状況をみて必要に応じて受付可能な補助金の残額をホームページで公表しますので、申請の目安としてください。
- ●GIO は、提出書類及び提出書類に記載された情報について、審査、管理、確定、精算、政策効果 検証といった一連の業務遂行、並びに経済産業省への情報の提供のためにのみ利用し、申請者の 秘密を保持します。なお、個者情報が特定されないよう統計処理をした上で、公開する場合があ ります。
- ■公募の採択件数(事業規模より想定) 約400件

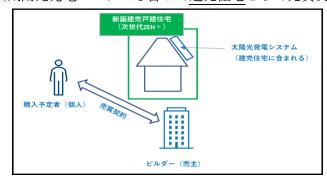
次世代 ZEH+ (建売住宅) 実証事業 (以下、建売事業といいます。):約200件 TPOモデル*を活用した次世代 ZEH+実証事業 (以下、TPO事業といいます。):約200件 ※本事業において、TPOモデル (第三者保有モデル)とは、居住者以外の「第三者」が 太陽光発電システムの設置に係る初期費用を負担し、ZEHの実現を図るモデルをいう。

■ZEHビルダー/プランナーに対する採択上限数

次世代 ZEH+ (建売住宅) 実証事業、TPOモデルを活用した次世代 ZEH+実証事業合わせて、ZEHビルダー/プランナー毎の上限採択数を50件と致します。従って、各公募において当上限採択数を超える申請があった場合、超過した申請は受理致しません。

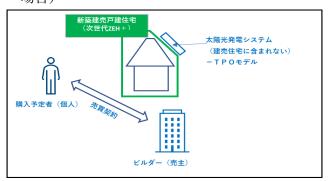
■次世代 ZEH+(建売住宅)実証事業と、TPOモデルを活用した次世代 ZEH+実証事業のパターン 【次世代 ZEH+(建売住宅)実証事業】

<パターン①> (太陽光発電システムも含めて建売住宅として売買契約する場合)



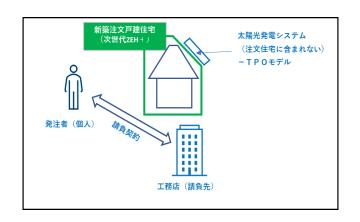
<パターン②> (太陽光発電システムを除く<u>建売住宅</u>とし、太陽光発電システムは、 別途TPOモデルとする

場合)



【TPOモデルを活用した次世代 ZEH+実証事業】

<パターン③> (太陽光発電システムを除く<u>注文住宅</u>とし、太陽光発電システムは、 別途TPOモデルとする場合)



2. 書類提出方法と提出先

原則として、Google アカウント作成の上、Google クラウドシステムを使用して申請書類の提出をお願いします。ただし、本方式による提出が困難な場合に限り、メールに添付及び郵送での提出が可能です。その場合は、事前に GIO に連絡して指示に従って下さい。

(1) Google クラウドシステム(原則)

Google クラウドシステムについては、【ZEH補助金申請者向けクラウドシステム利用手引き】*を参照してください。

※本手引きについては、GIO HP の本事業専用ページの公募関連書類欄に掲載しますので、ご参照下さい。

(2) メール

アドレス: zeh@teitanso.or.jp

件名(題名): <事業名※>の交付申請書類について

添付資料:本公募要領の P 4 5 【交付申請 提出書類一覧表】に記載した書類を、PDF 形式にて添付すること。

注意点:担当者のメールアドレス及び電話番号を明記すること。

※事業名(「次世代 ZEH+(建売住宅)実証事業」か、「TPOモデルを活用した次世代 ZEH+実証事業」を明記

(メール例)

件名:「次世代 ZEH+ (建売住宅) 実証事業」の交付申請書類について 「TPOモデルを活用した次世代 ZEH+実証事業」の交付申請書類について

本文: 会社名;

担当者:

電話番号:

メールアドレス:

添付: 本公募要領のP45【交付申請提出書類一覧表】に記載した書類を、PDF形式に

て添付すること。

送付先:zeh@teitanso.or.jp

(3) 郵送の場合の送付先 (今年度に限り)

 $\mp 104 - 0033$

東京都中央区新川1-16-14 アクロス新川ビル・アネックス2階

一般社団法人 低炭素投資促進機構(書類受付時間 [月~金] 9:00~17:00) <事業名※>の交付申請書類在中の旨、記載する。

※事業名 (「次世代 ZEH+ (建売住宅) 実証事業」か、「TPOモデルを活用した次世 代 ZEH+実証事業 | を明記

注)先ずは、GIO 宛に郵送で申請したい旨、<u>必ず事前に</u>電子メールにてご連絡ください。 メール例

件名:「次世代 ZEH+ (建売住宅) 実証事業」の交付申請書類郵送希望 「TPOモデルを活用した次世代 ZEH+実証事業」の交付申請書類郵送希望

本文: 会社名;

担当者:

電話番号:

メールアドレス:

送付先:zeh@teitanso.or.jp

3. 留意点

- ・いずれの提出方法の場合も、受領証は発行しません。
- ・郵便事情・事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、GIO では責任を負いか ねます。書類等の提出にあたっては、配達状況が確認できる手段で郵送して下さい。申請書類の 到着状況についての個別の問い合わせには対応できかねますので注意して下さい。
- ・原則として申請書類は返却できませんので、必ず写しを控えておいて下さい。

4. 書類作成方法

- ・GIO ホームページから「住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業(次世代 Z E H + 実証事業)」専用ページを選択して、「事業概要・公募概要」ページの「公募関連書類」欄から申請様式をダウンロードして、交付申請書及び添付書類など申請に必要な書類を作成してください。
 - 注) P45「交付申請提出書類一覧表」を参照し、書類不備のないよう注意してください。
- ・提出書類一式の写しを控えとして手元に必ず保管してください。

5. お問い合わせ先

東京都中央区新川1-16-14 アクロス新川ビル・アネックス2階

一般社団法人 低炭素投資促進機構

環境インフラ業務部 次世代 Z E H+実証事業担当

E-mail zeh@teitanso.or.jp

電話 03-6264-8522 FAX 03-6264-8017

※原則、GIO ホームページの「お問い合わせフォーム」(https://www.teitanso.or.jp/contactus/) よりお問い合わせください。「住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業)を選択し、質問内容を記載して下さい。

※電話によるお問い合わせの受付時間

[月~金]9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

本 編

1. 事業名称

令和 4 年度住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業)のうち次世代 Z E H + 実証事業

略称:令和4年度次世代ZEH+実証事業 (以下、「本事業」といいます。)

2. 事業の目的

本事業は、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業(以下「間接補助事業」といいます。)を行い、当該補助事業に要する経費を経済産業省が補助することにより、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とします。

3. 予算額

本事業のうち、GIO が扱う事業の予算額は以下の通りです。

次世代 Z E H + (建壳住宅) 実証事業

約2.3億円

TPOモデルを活用した次世代ZEH+実証事業 約2.7億円

注)公募申請の合計額が予算額を超える場合等、交付決定審査の結果、不採用となることがあります。(GIO では、申請状況により、必要に応じて受付可能な補助金の残額をHPで公表しますので、申請の目安として下さい)

なお、上記2実証事業のパターンはP5~6を参照して下さい。

4. 補助対象となる事業者

補助対象となりうる事業者(以下、「申請者」といいます。)は、新築戸建住宅の建築主又は新築建売戸建住宅*の購入予定者となる個人に限ります。但し、「暴力団排除に関する誓約事項」(P49参照)に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としません。

新築建売戸建住宅**の場合は、申請者は建売住宅の購入予定者であること(なお、交付決定日前に支払いや引渡しを終えている新築建売住宅には補助金を交付できません)。

※ 建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅。

5. 補助対象となる住宅

補助対象となる住宅は下記①~④の条件を満たすものに限ります。

①申請者が常時居住する住宅。

(住民票等による確認を事業完了後も求める場合があります)

②専用住宅であること。

但し、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が「補助対象範囲及び設備等の要件一覧」(P35~P36参照)の要件を満たしている場合には申請することができます。

- ③交付要件に示す、次世代 Z E H + の要件を満たす住宅であること。
- ④住宅の敷地が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」に掛かっている場合は、原則、補助対象外となりますので、注意してください。

なお、賃貸住宅・集合住宅は対象外です。但し、申請者が所有する賃貸住宅・集合住宅の一部に申請者が居住し、且つその住戸が本事業の公募要件を満たす場合は、その自宅部分について申請することができます。**

※一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」といいます。)で実施される「令和4年度超高層 ZEH-M 実証事業」、「令和4年度 中高層 ZEH-M 支援事業」及び「令和4年度 低層 ZEH-M 促進事業」との併願はできません。

【次世代ZEH+の概念図】



注)国では、建築基準法施行令に基づく木造建築物の簡易な耐震性確認法である壁量計算における必要壁量について、ZEH等の荷重を踏まえた引き上げの検討が行われています。現行の基準に基づく壁量計算によるZEHは、見直し後の建築物基準法施行令(必要壁量)に満たなくなる可能性があります。本事業に申請する際は、荷重の実況に応じた構造計算等、住宅の構造強度について建築設計者から説明を受けるようにしてください。

6. 交付要件

「次世代ZEH+」は、「ZEH+」から更に再生可能エネルギーの自家消費の拡大を目指したZEHであり、以下の①~⑨の要件を全て満たす必要があります。

【ΖΕΗ+に係る要件】

- ①ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義(P2参照)を満たしていること。*1
 - 1) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準 (UA値) を満たすこと (P35 参照)。
 - 2) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 25%以上削減されていること。**2
 - 3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。売電を行う場合は余 剰買取方式に限る。<全量買取方式は認めません>
 - 4) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。 *1*2*3
- ②申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナー(SII作成の「ZEHビルダー/プランナー登録(フェーズ2)公募要領」参照)が関与(設計、建築、又は販売)する住宅であること。なお、令和3年度に登録を受けたZEHビルダー/プランナーは、「令和3年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」および「令和4年度ZEHビルダー/プランナー登録(フェーズ2)への継続登録」を行っていること。(ZEHビルダー/プランナー実績報告及び継続登録については「ZEHビルダー/プランナー登録(フェーズ2)公募要領」参照)

「ZEHビルダー/プランナー登録(フェーズ2)公募要領|

https://sii.or.jp/meti_zeh04/uploads/R04ZEH_builder_kouboyouryou.pdf

事業	パターン (P5参 照)	Z E H ビルダー/プランナーの種 別
次世代 ZEH+(建売住宅)実証事業	パターン①	新築建売住宅
	パターン②	新築建売住宅
TPOモデルを活用した次世代 ZEH+実証事業	パターン③	新築注文住宅

- ③申請する住宅について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 2.7 年法律第 5.3 号(以下、「建築物省エネ法」といいます。)第 7.4 条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)にて、『2.5 EH』であることを示す証書を原則として取得し、その写しを提出できること(2.5 P 2.5 P 2.5 P 2.5 P 2.5 P 3.5 P 3
- ④導入する設備は本事業の要件を満たすものであること (P35~P36参照)。
- ⑤要件を満たすエネルギー計測装置(HEMS: Home Energy Management System)を導入すること (P39~43参照)。
- ⑥以下のうち 2 つ以上を選択し導入すること。詳細は [ZEH + の選択要件]を確認すること(P 1 4 ~ P 1 5 参照)。 **5
 - 1) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準(U_A 値)を満たすこと。 *6 1・2地域 : 0.30以下

3~5地域: 0.40以下 6·7地域: 0.50以下

- 2) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。
- 3) 再生可能エネルギー・システムにより発電した電力を電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)に充電を可能とする設備、又は電気自動車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。**7

【次世代ZEH+に係る要件】

- (7)上記①~⑥の【ZEH+に係る要件】を満たしていること。
- ⑧以下のうち1つ以上を選択し導入すること。詳細は [次世代ZEH+の追加選択要件]を確認すること ($P15\sim P17$ 参照)。
 - 1)要件を満たす蓄電システムを導入すること。
 - 2) 要件を満たすV2H充電設備(充放電設備)を導入すること。 **7
 - 3) 要件を満たす燃料電池を導入すること。
 - 4) 要件を満たす太陽熱利用温水システムを導入すること。
 - 5) 要件を満たす太陽光発電システムを導入すること。
- ※1 本事業では、寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直 積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEH+も補助対象とします。この場合において、 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から7 5%以上削減されている必要があります。
 - なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量10 0cm以上に該当する地域とします。
- ※2 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28年経済産業省・国土交通省令第1号・以下、「建築物エネルギー消費性能基準」といいます。)」 に準拠するものとします。
 - また、エネルギー計算は空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。
- ※3 再生可能エネルギー等を加えて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。
- ※4 本事業では、「※1」に該当する場合に限り、Nearly ZEHであることも可とします。
 - また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号。以下、「改正建築物省エネ法」といいます。)の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については、改正後の地域区分でのみ申請を可とします。
- ※5 8地域については、[ZEH+の選択要件]のうち「外皮性能の更なる強化」(P14参照)は選択できません。
- % 6 本事業における暫定措置として、地域区分4及び5については、 U_A 値が0.50以下であっても、要件を満たすものとみなします。
- ※7 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)の保管場所を申請する住宅の敷地内に設ける必要があります。

7. **ZEH**+の選択要件について

売電のみを前提とせず、創エネルギーの自家消費を意識した再生可能エネルギーの促進に係る措置として以下の①~③の要件のうち2つ以上を導入することが [ZEH+の選択要件] となります。但し、8地域については、以下の「②及び③の組合せ」を必須とします。

●外皮性能の更なる強化

申請する外皮平均熱貫流率(UA値)がP37に示す基準を満たすこと。

注)本事業における暫定措置として、4地域及び5地域については U_A 値が 0.50 以下であっても、上記の要件を満たすものとします。

2高度エネルギーマネジメント

HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。

- 1)「HEMS、暖冷房設備及び給湯設備」、並びに、「蓄電システム、燃料電池システム、充放電設備(V2H設備等)、充電設備(設置する場合)」について、いずれも ECHONET Lite AIF 仕様に適合し、認証を取得しているもの*1*2を設置してください。
 - ※1 ECHONET Lite AIF 認証の取得を基本とするが、ECHONET Lite 認証を取得した上で、相互接続性については自己確認 ^{注)}での対応を可能とすることを含めて判断します。
 - ※2 全館空調システム等の住宅に一体化した空気調和システムであって、且つ、ハウスメーカー、工務店等の独自仕様であるもののうち、他社で利用することが想定されないシステムの場合、当該システムについては、HEMSとの相互接続性の自己確認 ^{注)}での対応を可能とします。
 - 注) 自己確認は、ECHONET Lite AIF 認証で相互確認を必須化されているプロパティ に対応した機能について通信制御が可能であることを事業者(ハウスメーカー・ 工務店又は設備機器メーカー等)が確認し、そのエビデンスを中間報告時までに 提出できることを条件とします(詳細は P 4 2 参照)。
- 2) HEMSコントローラによる操作を可能にする ECHONET Lite プロトコル対応のアダプターが 分離されている場合は、当該アダプターの設置を必須とします。

なお、ECHONET Lite AIF 認証の取得を予定しているが、中間報告時に取得が完了していない場合においては、取得に責任を有する主体(機器メーカー等)による、「事業完了時までの取得に係る意思決定を示す文書」を中間報告書に添付するとともに、事業完了までに補助対象住宅に導入された機器等の認証取得の対応を完了することを要件とします。

③電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備または充放電設備

太陽光発電設備等により発電した電力を電気自動車*(プラグインハイブリッド車を含む)に充電することを可能とする設備、または電気自動車と住宅間で充放電することを可能とする設備を設置し、車庫等において使用を可能とした上で、以下の要件を満たすこと。

< E V 充電用コンセント又はケーブル付き普通充電設備を設置する場合>

- 1) 分電盤に専用の分岐回路(=専用回路)を設置すること。
- 2) 設置する専用回路は単相 2 0 0 V 2 0 A以上とし、且つ、テストボタンが付いた <u>「分岐回路用</u>漏電ブレーカー」を設置すること。

< V 2 H 充電設備(充放電設備)を設置する場合>

- 1) V2H充電設備(充放電設備)専用ブレーカーを設置すること。
- 2) 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)から住宅へ放電する電力量もHEMSで計測すること。

※電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)の所有については要件に含まれません。

8. 次世代 Z E H + の追加選択要件について

更なる自家消費拡大を目指す措置として以下の $\boxed{1}$ \sim $\boxed{5}$ の要件のうち 1 つ以上を導入することが「次世代 $Z \to H +$ の追加選択要件」となります。

1 蓄電システム

補助対象となる蓄電システムは、以下の全てを満たすものとなります。

- 1) 本事業の補助対象住宅に導入される蓄電システムであること。
- 2) 本年度、SIIに製品登録された蓄電システムであること(以下参照)。

(蓄電システム登録済製品一覧) https://sii.or.jp/zeh/battery/search

なお、SIIが実施する「R3 年度 ZE H支援事業」に製品登録された蓄電システムも補助対象とします。

- 3) 導入する蓄電システムは新品であること。
- 4) 蓄電システムの【導入目的】と【接続及び運用の要件】を満たすものであること。

【導入目的】

・再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させること。

【接続及び運用の要件】

- ・再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果 的に蓄電できるもの。
- 5) 導入価格 (機器費+工事費・据付費*1) が、蓄電容量 1 k W h あたり 1 5. 5万円以下*2の蓄電システムであること。

※1工事費・据付費は、蓄電システムの導入工事に要する必要最低限の費用とする。

- ※2太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム(以下、「ハイブリッド」といいます。)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る 経費分を控除することができる。ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当 該電力変換装置の定格出力(系統側)1kWあたり2万円を控除することができる(定格出 力の小数点第二位以下は切り捨てる)。
- 2 V 2 H充電設備(充放電設備)

補助対象となるV2H充電設備は、以下の全てを満たすものとなります。

- 1) 本事業の補助対象住宅に導入されるV2H充電設備であること。
- 2) 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に電気 自動車(プラグインハイブリット車を含む)に蓄電し、且つ、住宅に供給することが可能である こと。
- 3) 一般社団法人 次世代自動車振興センターが執行する「令和4年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」又は「令和2年度第3次補正予算 災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」で登録(予定含む)されている機器のうち、ECHONET Lite 規格の認証登録番号を取得しているもの。

※一般社団法人 次世代自動車振興センターの Web ページ (http://www.cev-pc.or.jp/) に記載されている補助充電設備一覧並びにエコネットコンソーシアムの Web ページ

(https://echonet.jp/product/echonet-lite/) の最新情報を参照すること。

- 4) 据付け設置できる機器であること。
 - 注)補助対象範囲は、V2H充電設備本体、基礎(架台)、電気配線工事費(本体⇔分岐ボックス)、据付・設置に係る工事費
- 3 燃料電池

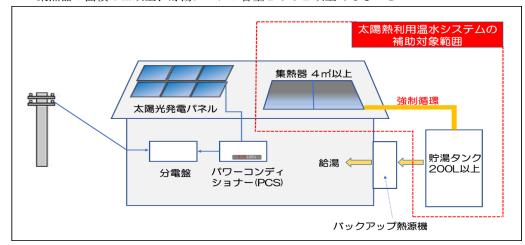
補助対象となる燃料電池(エネファーム等)は、以下の全てを満たすものとなります。

- 1) 本事業の補助対象住宅に導入される燃料電池であること。
- 2) 定格出力400W以上であること。
- 3) 導入する燃料電池は、新品であること。
- 4) 原則、市場流通されている製品であること。
- 4 太陽熱利用温水システム

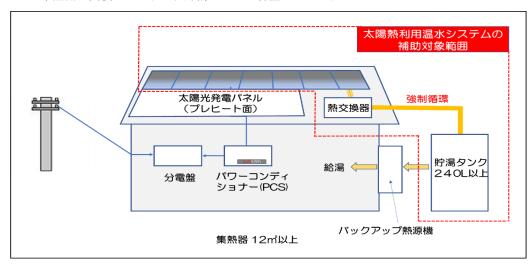
補助対象となる太陽熱利用温水システムは、以下の全てを満たすものとなります。

1)強制循環方式で太陽熱温水をバックアップ熱源給湯機に接続可能な機器に限る。

- 2) 液体集熱式の場合は、集熱器の面積4 m以上、貯湯タンクの容量200 L以上であること。 空気集熱式の場合は、集熱器の面積12 m以上、貯湯タンクの容量240 L以上であること。
- 3) 原則、市場流通されている製品であること。
 - ■液体式太陽熱利用温水システムのシステム概要図 <集熱器の面積4㎡以上、貯湯タンクの容量200L以上であること>



■空気式太陽熱利用温水システムのシステム概要図 <集熱器の面積12㎡以上、貯湯タンクの容量240L以上であること>



|5||太陽光発電システム

補助対象住宅に導入する太陽光発電システムは、新設する太陽光パネルの公称最大出力の合計、又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか低い出力が 10kW 以上であること。

9. 補助対象範囲

①住宅の設備等

補助の対象は、補助対象住宅に導入する設備等のうち、「補助対象範囲及び設備等の要件一覧」 (P35~P36参照)に「該」と記載されているもの。 ※補助対象設備等は新品を導入すること。

- ② [次世代 Z E H + の追加選択要件] に係る設備 補助の対象は、補助住宅に導入する以下の設備に限る。
 - 1) 蓄電システム
 - 2) V2H充電設備(充放電設備)
 - 3)燃料電池
 - 4) 太陽熱利用温水システム

10. 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1 号に掲げる給付金及び 同項第2号に掲げる資金を含む)と重複する対象費用を含めないでください。

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は後述の事業概要書にその補助 事業名及び補助対象について必ず記入してください。

また、本事業の補助対象経費の支払いが、国土交通省が実施するグリーン住宅ポイント制度のポイント発行の対象とならないこと。

国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくことになります。

11. 補助金額および上限額

交付要件を満たす補助対象住宅に以下①の補助金額を交付します。

- ①補助対象住宅
 - •交付要件を満たす住宅
 - 一戸あたり 定額 100万円 (地域区分・建物規模によらず全国一律)
 - 注) 交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH+も同額の補助金額とする。

補助対象住宅に、以下②~⑤に記載するものを導入する場合は、補助金額を以下のとおり加算します。

②蓄電システム

補助対象住宅に蓄電システムを導入する場合は、以下1)、2)、3)のうち、いずれか低い補助金額を加算します。

- 1) 初期実効容量※11kWhあたり2万円
- 2) 蓄電システムの補助対象経費※2の1/3
- 3)補助額上限20万円

- ※1 JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し、 補助額を算出します。また、補助額計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨 てとします。
- ※2 蓄電システムの工事費は、補助対象外とします。

③ V 2 H充電設備(充放電設備)

補助対象住宅にV2H充電設備を導入する場合は、以下、1)、2)、3)のうち、いずれか低い 補助金額を加算します。

- 1) 見積明細により算出する補助対象経費(設備費+工事費※1) の1/2
- 2)「令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」又は「令和2年度第3次補正予算災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」において公表・登録されているV2H充電設備の補助対象経費**2と1)より算出する工事費の和の1/2
- 3)補助額上限75万円
 - ※1工事費は、V2H 充電設備本体の据付・設置に要する工事費のみとします。
 - ※2一般社団法人 次世代自動車振興センター(http://www.cev-pc.or.jp/)が登録・公表した「センター承認本体価格」となります。各メーカーが定める販売価格とは異なります。

④燃料電池

補助対象住宅に燃料電池を導入する場合 2万円/台 (種類によらず一律)

⑤太陽熱利用温水システム

補助対象住宅に太陽熱利用温水システムを導入する場合は、補助金額*1を以下のとおり加算します。

	液体式	空気式
補助額	17万円	60万円

※1 太陽熱利用温水システムの工事費は、補助対象外とします。

12. 補助事業スケジュール、手続き等

1次世代 ZEH+(建売住宅) 実証事業 (P 5 パターン①、②) の場合

- (1) 交付申請(交付規程第4条)
 - 公募期間

P 4 「1. 公募期間」参照

(本事業では、公募説明会は実施いたしません)

- ・補助事業者は、P46以降の「交付申請書及び添付書類の記入例」に従い、交付申請書(交付 規程様式第1)の他、提出に必要な書類**(P45「交付申請 提出書類一覧表」参照)を作成 し、公募期間中に GIO 指定の提出先(P6「2.書類提出方法と提出先」)に送付してくださ い。
- ・確認済証(売主名義)の写しの提出も必要になります。

※交付申請書類は GIO ホームページの本事業専用ページの「事業概要・公募概要」ページの「公募関連書類」欄からダウンロードすることができます。

・補助事業者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代行するもの(以下、「手続代行者」といいます。)は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請を行ってください。手続代行者による申請の場合、申請書類に関する GIO からの問合せや訂正依頼に確実に対応できることを要件とします。問合せは手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応してください。交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。なお、ZEHビルダー/プランナーは手続代行者を兼務することができます。

・リース契約設備を含む申請

- 1)補助対象となる [次世代 Z E H + の追加選択要件] に係る設備(蓄電システム、V2 H 充電設備(充放電設備)、燃料電池、太陽熱利用温水システム(P 15~P 17参照)) に限り、リース契約を認めます。
- 2) リース事業者は1事業者とします。
- 3)補助対象住宅の建築主(新築建売戸建住宅の場合は購入予定者)とリース事業者による 共同申請としてください。
- 4) リース料(元金)は、補助金相当分が減額されていること、リース期間は、原則法定耐 用年数以上とすることが必要です。
- ・<u>1つの住宅に対して、1件の申請のみ受付けます。</u>また、同一人が本事業において複数の申請をすることはできません。同じ住宅に対して、複数の申請がある場合は、全ての申請を認めません。但し、リース事業者はその限りではありません。
- ・申請者は、申請する住宅の建築主・所有者又は所有予定者となる個人であり、当該住宅に常時

居住する予定の者であること(別荘、セカンドハウス等は補助対象外)。申請者は、事業完了後 速やかに補助対象となる住宅に居住すること。

- ・申請後の申請者の変更は原則として認めません。また申請内容に変更の可能性が生じた場合は、 予め GIO に報告し、GIO の指示に従ってください。
- ・申請後に手続代行を行う法人を変更することは原則として認めません。
- ・2世帯住宅において、2世帯各々で申請する場合は区分登記が必要となります(区分登記された表示登記書の提出が必要となります)。区分登記ができないものは、1世帯の申請とします。
- ・太陽光発電システムを TPO モデルとして導入する場合 (P5パターン②)、太陽光発電システムを提供している事業者及び設置予定の太陽光発電システムの仕様 (発電量、型式等)を交付申請書類に記載して下さい。
- ・本事業で得られる温室効果ガス排出削減効果の J クレジット化(自己負担見合い分のみ)について、 J グリーン・リンケージ倶楽部等の国、地方公共団体又は民間団体等が運営・管理する国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(J クレジット制度)に基づく排出削減事業で、その実施に関する意思表明を行うこと。
 - ※本意思表明の証としての、「J-グリーン・リンケージ倶楽部(https://j-greenlinkage.go.jp/jgreen/)」への申請に関して、必要な手続きは GIO が行います。 その際、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」及び国への申請者に係る個人情報の提供を行うので、了承願います。

(2)交付決定(交付規程第7条)

- ・GIO は、申請受付(申請内容の不備が無い状態)から約2週間を目途に、申請内容確認及び審査*等を行い、交付要件を満たしていることを確認した申請について、都度交付決定を行います。但し、申請が集中した場合や、申請内容に関する GIO からの問い合わせへの回答に時間を要した場合等は、その限りではありません。なお、最終交付決定日は以下のとおりとします。
 - 一次公募 2022年9月16日(金)
 - 二次公募 2022年11月28日(月)(予定)
 - ※ 審査に関する個別の問い合わせには、一切応じられませんので、予めご了承ください。
- ・交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知書」(交付規程様式第2)を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知書の写し」、「事務取扱説明書」を送付しますので、事業に着手する前に必ずお読みください。なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。

(本事業では、事務取扱説明会は実施いたしません)

・交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取り消しとなる可能性があります。交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果を通知します。

(3)補助事業の開始

・交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に、補助金対象の新築建売戸建住宅の売買契約、 引渡し、及び購入代金の支払いを行って下さい。

(4)中間報告

・必要ございません。

(5)中間検査(現地調査含む)

・GIO は交付決定から実績報告書までの期間に、必要に応じて現地調査を含む中間検査を実施する場合があります。中間検査の対象となった場合は、必ずご協力ください。

(6) 事業完了(交付規程第11条)

- ・事業完了とは、補助金対象の新築建売戸建住宅の引渡しを終え、且つ、住宅の購入代金の支払が完了した状態のことです。補助対象住宅の [ZEH+の選択要件]で「❷高度エネルギーマネジメント」を選択した事業は、エネルギー計測装置の表示項目の名称設定も完了していることが必要です(P41参照)。
- ・事業期間は原則以下のとおりとし、期日迄の事業完了が必須となります。
 - 一次公募 交付決定通知受領後 ~ 2022年10月7日(金)(期日)
 - 二次公募 交付決定通知受領後~2022年12月19日(月)(期日)(予定)

(7) 実績報告及び確定検査(審査、現地調査含む)(交付規程第16条、18条)

- ・補助事業者は、事業完了日から15日以内、且つ、必ず以下の期日までに実績報告書(交付規程様式第7、売買契約書の写し、引渡証明書、支払証明書等も含む)をGIO指定の提出先 (P6「2. 書類提出方法と提出先」)に送付してください。
 - 一次公募の交付決定者 2022年10月21日(金) 17時必着
 - 二次公募の交付決定者 2023年1月10日(火)17時必着(予定)
 - ※事前相談なく、提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものと見なします。 ご注意ください。
- ・GIO は、実績報告書の提出を受け、申請内容に係る審査(必要に応じて現地調査も行います) を行い、内容が適正であると認めた場合、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者にその 旨を通知します。

実績報告書の提出書類については、交付決定通知書と同時に配布される「事務取扱説明書」を 参照の上、関連書類を作成してください。加えて、

① B E L S 評価書の写し(売主、購入者両方の名義)

評価書には、交付申請時に示したZEHランクの省エネ性能表示を取得していること。

- ②エネルギー計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し) 国立研究開発法人 建築研究所が公開するエネルギー消費性能計算プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表の写しを提出すること。なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ③平面図、立面図及び矩計図*1又は断面図*1 BELS評価書申請時に提出したものの写し(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ④外皮計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)*1 交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」 等の根拠となる計算書。評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限 る。
- ⑤外皮仕様調書※1
- ⑥相互接続性確認表※2
 - ※1 U_A値の記載がある建設住宅性能評価書を取得する場合は不要。
 - ※ 2 [ZEH+の選択要件]で「**②**高度エネルギーマネジメント」を選択した事業のみ提出。

の提出も必要となります。

・確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助 金の額を確定するためのものです。確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけ でなく、交付決定の取消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象 となるので、事業遂行にあたっては細心の注意を払ってください。GIO は必要に応じて現地調 査を行いますので、必ずご協力下さい。

(8)補助金の支払(交付規程第19条)

・補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」(交付規程様式第10)を GIO に提出し、 GIO は「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払います。

(9) 事業成果の公表

・他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し、広く一般に紹介します。

(10) 使用状況の報告

- ・本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析も事業の目的としているため、補助事業者による下記の報告**が要件となります。報告がなかった場合には、補助金の交付決定の取り消し又は返還を求める場合があります。なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で国又はGIOから公表する場合があります。
 - ※【補助事業終了後(定期報告アンケート)】

補助事業者は、補助事業終了後2年間、半期毎にエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置等を使用し「定期報告アンケート」にてGIOに報告を行ってください。

報告方法は、PC・スマートフォン・タブレット端末等インターネットに接続可能な機器を使用して報告を実施してください。

また、別途、他のアンケート調査、省エネルギー効果検証のための計測、取材等に協力 していただくことがあります。

【定期報告スケジュール(予定)】

第1回: 2023年11月頃 (報告対象期間: 2023年4月~2023年9月分) 第2回: 2024年5月頃 (報告対象期間: 2023年10月~2024年3月分) 第3回: 2024年11月頃 (報告対象期間: 2024年4月~2024年9月分) 第4回: 2025年5月頃 (報告対象期間: 2024年10月~2025年3月分)

(11)取得財産の管理、処分等(交付規程第26条、27条)

- ・補助事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上で、補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年以内に取得財産等を処分(転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄)しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書」(交付規程様式第14)をGIOに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、GIOは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがあります。なお、設備更新に伴う財産処分の考え方等は、GIOにお問い合わせください。
- ・GIO は補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を GIO に納付させることができるものとします。

<財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行い GIO の承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- ・処分制限財産の取得日(支払日)を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は、補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は「定額法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。
- 注)その他、平成16年6月10日大臣官房会計課の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸付け・担保・廃棄・取り壊しの財産処分)においても同様とする。

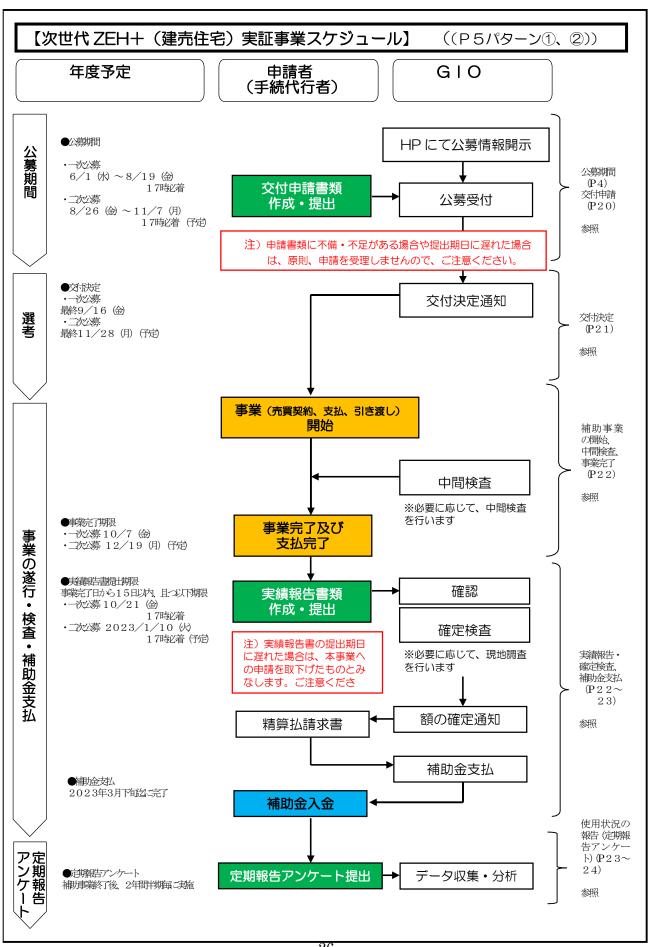
(12) 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等

- ・万一、交付規程に違反する行為が行われていたと GIO が判断した場合、補助事業者に対して次の措置が講じられることに留意してください。
 - ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し並びに第18条の規定による補助金等の

返還(交付規程第21条)、及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付(交付規程第24条)。

- ②適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③一定の期間、補助金等の全部又は一部の交付を行わないこと。
- ④GIO の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

次ページに、事業スケジュール図を掲載します。



2 TPOモデルを活用した次世代 ZEH+実証事業(P5パターン③)の場合

(1) 交付申請(交付規程第4条)

· 公募期間

P 4 「1. 公募期間 | 参照

(本事業では、公募説明会は実施いたしません)

・補助事業者は、P46以降の「交付申請書及び添付書類の記入例」に従い、交付申請書(交付規程様式第1)の他、提出に必要な書類*(P45「交付申請 提出書類一覧表」参照)を作成し、公募期間中にGIO指定の提出先(P6「2.書類提出方法と提出先」)に送付してください。

※交付申請書類は GIO ホームページの本事業専用ページの「事業概要・公募概要」ページの「公募関連書類」欄からダウンロードすることができます。

・補助事業者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代行するもの(以下、「手続代行者」といいます。)は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請を行ってください。手続代行者による申請の場合、申請書類に関する GIO からの問合せや訂正依頼に確実に対応できることを要件とします。問合せは手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応してください。交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。なお、ZEHビルダー/プランナーは手続代行者を兼務することができます。

・リース契約設備を含む申請

- 1)補助対象となる[次世代ZEH+の追加選択要件]に係る設備(蓄電システム、V2H 充電設備(充放電設備)、燃料電池、太陽熱利用温水システム(P15~P17参照)) に限り、リース契約を認めます。
- 2) リース事業者は1事業者とします。
- 3)補助対象住宅の建築主(新築建売戸建住宅の場合は購入予定者)とリース事業者による 共同申請としてください。
- 4) リース料(元金)は、補助金相当分が減額されていること、リース期間は、原則法定耐 用年数以上とすることが必要です。
- ・<u>1つの住宅に対して、1件の申請のみ受付けます。</u>また、同一人が本事業において複数の申請をすることはできません。同じ住宅に対して、複数の申請がある場合は、全ての申請を認めません。但し、リース事業者はその限りではありません。
- ・申請者は、申請する住宅の建築主・所有者又は所有予定者となる個人であり、当該住宅に常時 居住する予定の者であること(別荘、セカンドハウス等は補助対象外)。申請者は、事業完了 後速やかに補助対象となる住宅に居住すること。

- ・申請後の申請者の変更は原則として認めません。また申請内容に変更の可能性が生じた場合は、 予め GIO に報告し、GIO の指示に従ってください。
- ・申請後に手続代行を行う法人を変更することは原則として認めません。
- ・2世帯住宅において、2世帯各々で申請する場合は区分登記が必要となります(区分登記された表示登記書の提出が必要となります)。区分登記ができないものは、1世帯の申請とします。
- ・TPO モデルを活用する旨を証する為、太陽光発電システムを提供している事業者及び設置予定の太陽光発電システムの仕様(発電エネルギー量、型式等)を交付申請書類に記載して下さい。
- ・本事業で得られる温室効果ガス排出削減効果の J クレジット化(自己負担見合い分のみ)について、 J グリーン・リンケージ倶楽部等の国、地方公共団体又は民間団体等が運営・管理する国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(J クレジット制度)に基づく排出削減事業で、その実施に関する意思表明を行うこと。
 - ※本意思表明の証としての、「J-グリーン・リンケージ倶楽部(https://j-greenlinkage.go.jp/jgreen/)」への申請に関して、必要な手続きは GIO が行います。 その際、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」及び国への申請者に係る個人情報の提供を行うので、了承願います。

(2) 交付決定(交付規程第7条)

・GIO は、申請受付(申請内容の不備が無い状態)から約2週間を目途に、申請内容確認及び 審査*等を行い、交付要件を満たしていることを確認した申請について、都度交付決定を行い ます。

但し、申請が集中した場合や、申請内容に関する GIO からの問い合わせへの回答に時間を要した場合等は、その限りではありません。なお、最終交付決定日は以下のとおりとします。

- 一次公募 2022年9月16日(金)
- 二次公募 2022年11月28日(月)(予定)

※審査に関する個別の問い合わせには、一切応じられませんので、予めご了承ください。

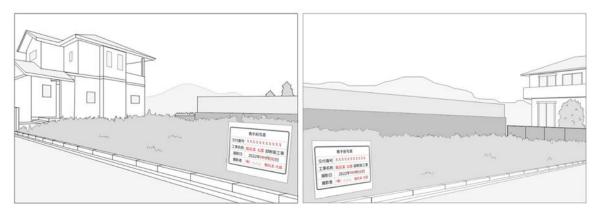
・交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知書」(交付規程様式第2)を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知書の写し」、「事務取扱説明書」を送付しますので、事業に着手する前に必ずお読みください。なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」を送付します。

(本事業では、事務取扱説明会は実施いたしません)

・交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取り消しとなる可能性があります。交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果を通知します。

(3)補助事業の開始

- ・交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に補助対象工事に着手してください*。 原則、「着手前写真用ボード(交付決定番号を記載していただく指定のボード)」データをダウンロードして、交付決定番号、工事名称、撮影日時、撮影者名を記入し、住宅建設地(更地) にて着手前写真用ボードを映り込むように、以下①、②のアングルで着手前写真を合計 2 枚撮影してください。
 - ① 実績報告で提出する外観写真のアングルで敷地と前面道路を写したもの
 - ② ①と別アングルで周辺建物等を写し込んだ遠景写真



- ※補助対象外となる基礎工事について、「着手前写真用ボード」撮影前の着工を認めます。
- ※基礎工事以外の工事項目の交付決定前着手は認められません。
- ※補助対象となる断熱工事の交付決定前着手も認められません。
- ※電子黒板アプリの使用は認めません。

(4)中間報告

・補助事業者は、補助事業着手後、交付決定日から1カ月以内、且つ、必ず以下の期日までに中間報告書及びその添付書類として下記の書類を GIO 指定の提出先(P6「2.書類提出方法と提出先」)に送付してください。

1)提出期日

- 一次公募の交付決定者 2022年10月14日 (金) 17時必着
- 二次公募の交付決定者 2023年1月13日 (金) 17時必着(予定)
- 2) 中間報告書の添付書類
 - ①実施計画書(設備)

申請する住宅に導入する設備情報を記入すること。

②着手前写真

補助事業の開始を参照し、撮影した着手前写真データを提出すること。

③確認済証の写し(施主名義)

確認申請不要の地域は建築工事届の写しを提出すること。

④ B E L S 評価書の写し(施主名義)

評価書には、交付申請時に示したZEHランクの省エネ性能表示を取得しているこ

と。

⑤エネルギー計算書 (BELS評価書申請時に提出したものの写し)

国立研究開発法人 建築研究所が公開するエネルギー消費性能計算プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表の写しを提出すること。なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。

⑥平面図、立面図及び矩計図※1又は断面図※1

BELS評価書申請時に提出したものの写し(評価機関の押印があるもの)に限る。 ⑦外皮計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)*1

交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書。評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。

- ⑧外皮仕様調書※1
- 9相互接続性確認表※2
 - ※1 U_A値の記載がある建設住宅性能評価書を取得する場合は不要。
 - ※2 [ZEH+の選択要件]で「**②**高度エネルギーマネジメント」を選択した事業のみ提出。

(5) 中間検査(現地調査含む)

・GIO は必要に応じて中間検査(現地調査含む)を行いますので、必ずご協力ください。 中間検査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査です。 中間検査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消しとなる場合が あります。不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(6) 事業完了(交付規程第11条)

- ・事業完了とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した状態のことです。 補助対象住宅の [ZEH+の選択要件]で「❷高度エネルギーマネジメント」を選択した事業 は、エネルギー計測装置の表示項目の名称設定も完了していることが必要です(P41参照)。
 - ・原則、以下のとおりの期日迄の事業完了が必須となります。
 - 一次公募 6月中に交付決定を受けた事業の事業完了期日:2022年11月30日(水) 7月中に交付決定を受けた事業の事業完了期日:2022年12月15日(木) 8月中に交付決定を受けた事業の事業完了期日:2023年1月10日(火) 9月中に交付決定を受けた事業の事業完了期日:2023年1月20日(金)
 - 二次公募 2023年1月27日(金)(予定)

(7) 実績報告及び確定検査(審査、現地調査含む)(交付規程第16条、18条)

・補助事業者は、事業完了日から15日以内、且つ、必ず以下の期日までに実績報告書(交付規

程様式第7)をGIO指定の提出先(P6「2.書類提出方法と提出先1)に送付してください。

- 一次公募の交付決定者 2023年1月27日(金)17時必着
- 二次公募の交付決定者 2023年2月3日 (金)17時必着 (予定)
- ※事前相談なく、提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものと見なします。 ご注意ください。
- ・GIO は、実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査(必要に応じで現地調査も行います)を行い、内容が適正であると認めた場合、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者にその旨を通知します。

実績報告書の提出書類については、交付決定通知書と同時に配布される「事務取扱説明書」を 参照の上、関連書類を作成してください。

・確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助 金の額を確定するためのものです。確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけ でなく、交付決定の取消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象 となるので、事業遂行にあたっては細心の注意を払ってください。GIO は必要に応じて現地 調査を行いますので、必ずご協力下さい。

(8)補助金の支払(交付規程第19条)

・補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」(交付規程様式第10)を GIO に提出 し、GIO は「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払います。

(9) 事業成果の公表

・他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し、広く一般に紹介します。

(10) 使用状況の報告

・本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析も事業の目的としているため、補助事業者による下記の報告**が要件となります。報告がなかった場合には、補助金の交付決定の取り消し又は返還を求める場合があります。なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で国又は GIO から公表する場合があります。

※【補助事業終了後(定期報告アンケート)】

補助事業者は、補助事業終了後2年間、半期毎にエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置等を使用し「定期報告アンケート」にてGIOに報告を行ってください。

報告方法は、PC・スマートフォン・タブレット端末等インターネットに接続可能な機器を使用して報告を実施してください。

また、別途、他のアンケート調査、省エネルギー効果検証のための計測、取材等に協力 していただくことがあります。

【定期報告スケジュール(予定)】

第1回: 2023年11月頃 (報告対象期間: 2023年4月~2023年9月分) 第2回: 2024年5月頃 (報告対象期間: 2023年10月~2024年3月分) 第3回: 2024年11月頃 (報告対象期間: 2024年 4月~2024年9月分) 第4回: 2025年5月頃 (報告対象期間: 2024年10月~2025年3月分)

(11)取得財産の管理、処分等(交付規程第26条、27条)

- ・補助事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上で、補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年以内に取得財産等を処分(転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄)しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書」(交付規程様式第14)をGIOに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、GIOは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがあります。なお、設備更新に伴う財産処分の考え方等は、GIOにお問い合わせください。
 - ・GIO は補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を GIO に納付させることができるものとします。

<財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行い GIO の承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

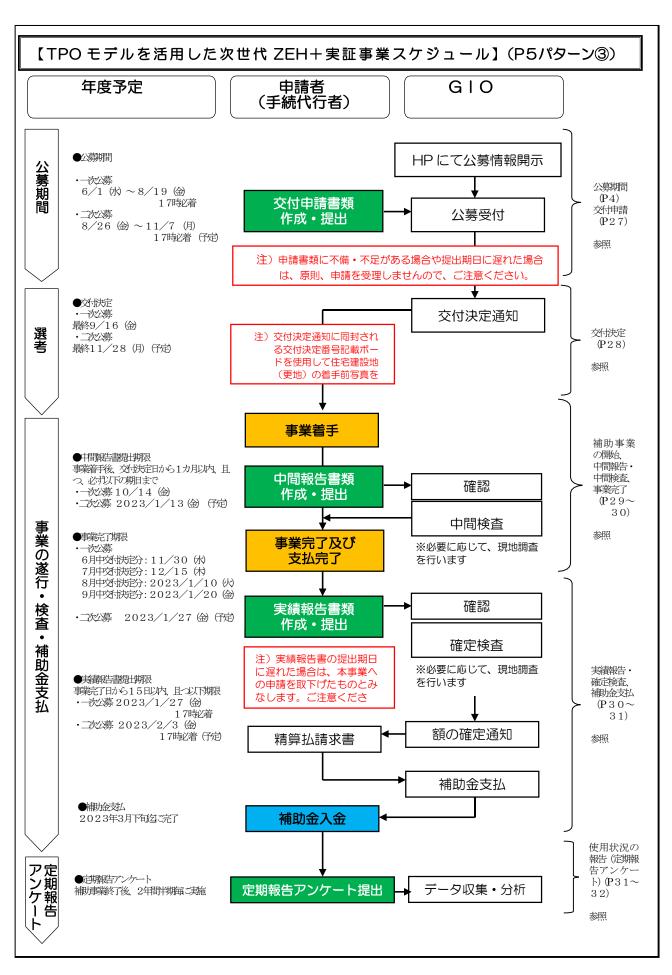
- ・処分制限財産の取得日(支払日)を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は、補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は「定額法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

注)その他、平成16年6月10日大臣官房会計課の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸付け・担保・廃棄・取り壊しの財産処分)においても同様とする。

(12) 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等

- ・万一、交付規程に違反する行為が行われていたと GIO が判断した場合、補助事業者に対して 次の措置が講じられることに留意してください。
 - ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し並びに第18条の規定による補助金等の返還(交付規程第21条)、及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付(交付規程第24条)。
 - ②適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
 - ③一定の期間、補助金等の全部又は一部の交付を行わないこと。
 - ④GIO の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - ⑤補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

次ページに、事業スケジュール図を掲載します。



13. 事業要件(詳細)

(1)補助対象範囲及び設備等の要件一覧

・本事業では、補助対象住宅に導入する設備の性能要件は問いません。「建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)にて、ZEHを満たすこと」を要件とします。但し、HEMS、蓄電システム及びV2H蓄電設備(充放電設備)については性能要件を定めていますので、必ず確認のうえ申請してください。

<補助対象範囲及び設備等の要件一覧>

11114-747		77 -7	<u> </u>	十一見 /									
	設備等の種類	必須要件	補助対象	要件となる基準									
省	工ネ性能表示評価書	•	該	・取得する省エネ性能表示は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)によるもので、補助対象住宅が『ZEH』(交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEHであることも可とする)であることを示すものであること。									
				地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	
				外皮平均熱貫流率 (U A値) 0.40以下 0.50 以下 0.60以下 -							_		
				地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	
高断熱外皮		•	該	冷房期の平均日射 熱取得率(η AC値)基準値なし3.0 2.8 2.7 6.7 以下 以下 以下 以下									
				・外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎等に用いる断熱材及び、窓・ガラス等の開口部 材補助対象とする。 ・構造材(柱、梁、筋違、構造ボード等)、内装ボード、仕上げ材(内装、外装)、玄関ドアは補助対象外とする。									
空調設備※		•	該	・主たる居室には、エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)において計算できる暖房設備及び冷房設備を導入すること。 但し、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。 ※主たる居室が複数ある場合は、各居室にエネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)において選択できる暖房設備及び冷房設備を導入すること。									
電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート等) ガス潜熱回収型給湯機			該										
給 湯 設			該	・エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)において計算できるいずれかの設備を導							#お道 λ 寸		
備 ヒートポンプ・ガス 瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機) 太陽熱利用システム 燃料電池			該							0/3 V) [[X]	の政権を与入り		
			該	該									
	(エネファーム等)												
省工ネ	換気設備 (24時間換気に係るもの)	•	該	・エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)において計算できる設備を導入すること。・換気装置(本体)及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。							5 こと。		
ルギー 設備	照明設備 LED照明 蛍光灯	•	_	_									
創エネ ルギー システム	公称最大出力の合計が10 kW未満の太陽光発電シス テム等の再生可能エネルギ ーシステム 公称最大出力の合計が 10kW以上の太陽光発 電システム等の再生可 能エネルギーシステム	•	_	・エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)において計算できる設備を導入すること。									

設備等の種類	必須	補助	要件となる基準
	要件	対象	
エネルギー計測装置(HEMS)	•	_	・一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラーであること。 ・1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。 ・計測されたデータの表示ができること。 ・[ZEH+の選択要件]で��高度エネルギーマネジメント」を選択しない事業は、P39「(4) HEMS(エネルギー計測装置)の要件([ZEH+の選択要件]で「��高度エネルギーマネジメント」を選択しない事業)」を参照。 ・[ZEH+の選択要件]で��高度エネルギーマネジメント」を選択する事業は、P40「(5) HEMS(エネルギー計測装置)の要件([ZEH+の選択要件]で「��高度エネルギーマネジメント」を選択する事業)」を参照。
蓄電システム	0	該	・以下の全てを満たす蓄電システムであること。 ・本年度、SIIに製品登録された蓄電システムであること。 なお、「R3年度ZEH補助事業」に製品登録された蓄電システムも補助対象とします。 **1 ・蓄電システムの導入価格(機器費+工事費・据付費**2)が蓄電容量1kWhあたり15.5万円以下の蓄電システムであること。 **3 ・詳細はP15[1] 蓄電システム」参照。 <導入目的> 再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること <接続及び運用の要件> 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの(非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは除外) **1 本事業の補助対象機器(蓄電システム)一覧は、SIIホームページ参照。 URL:https://sii.or.jp/zeh/battery/search **2 工事費・据付費は、蓄電システムの導入工事に要する必要最低限の費用とする。 **3太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム(以下、「ハイブリッド」という。)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。ハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力(系統側)1kWあたり2万円を控除することができる(定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる)。
V2H充電設備(充放電設備)	0	該	・以下の全てを満たすV2H充電設備(充放電設備)であること。 ・本事業の補助対象住宅に導入されるV2H充電設備(充放電設備)であること。 ・詳細はP16「2 V2H充電設備(充放電設備)」参照。 ・[ZEH+の選択要件]で「2高度エネルギーマネジメント」を選択する補助対象住宅に導入する場合は、APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release G以降に準拠しているものに限る(P41参照)。

●:本事業で導入を必須とすること

○:補助対象として導入する場合は、要件を満たすこと

該:本事業で導入した場合は、補助対象となるもの

注)補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。

[ZEH+の選択要件](P14、7. ZEH+の選択要件について)で、

- ●外皮性能の更なる強化を選択する場合は で示す項目について
- ❷高度エネルギーマネジメント を選択する場合は ── で示す項目について
- ●電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)を活用した自家消費の拡大のための充電設備または充放電設備を選択する場合は で示す項目については、次の(2)の追加要件があるので注意すること。
- 注)補助対象設備等は新品を導入すること。

住宅の元請会社以外に補助事業者が分離発注する場合は、交付決定後に購入したものに限る。

(2) [ZEH+の選択要件] 及び補助対象設備等一覧

・本事業では、P 1 4 で示した通り、下記の \blacksquare から \blacksquare のうち 2 つ以上を導入することが [ZEH+の選択要件]となります。

●:外皮性能の更なる強化(■ で表示された項目)

②:高度エネルギーマネジメント (で表示された項目)

③:電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備または充放電設備 (で表示された項目)

・各 [ZEH+の選択要件]は、公募要領P35~P36「補助対象範囲及び設備等の要件一覧」に示した要件を満たし、且つ、選択した要件に応じて次表の追加要件を満たす必要があります。

選択要件	設備等の種類	必須 要件					追加要件				
			各地域においっ	て下記の	JA値を満れ	きすこと。					
			地域区分	1	2	3	4 * 1	5 * 1	6	7	8
0	高断熱外皮	•	外皮平均熱 貫流率 (UA値)	0.	30以下		0. 40以7	F	0. 5	0以下	_
			※1 本事業にお [ZEH+の]					ついてはU	A値が0.50	以下であれ	れば、
	空調・高効率個別エアコン										
	調										
	電気ヒートポンプ給湯 給 機(エコキュート等)										
	設 燃料電池 備 (エネファーム等)		・制御対象となる各設備とHEMSコントローラ間において、それぞれの相互確認を必須化されているプロパティに対応した機能を通信制御できること。 ・P41~P42「(5) HEMS(エネルギー計測装置)の要件([ZEH+の選択要件]で「❷高度エネルギーマネジメント」を選択する事業)⑤⑥」参照。								
2	ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ等)	0									
	ヒートポンプ・ガス 瞬間式併用型給湯機										
	(ハイブリッド給湯機)										
	蓄電システム										
	充放電設備										
	(V2H充電設備等)										
	充電設備										
	エネルギー計測装置	•	【HEMSコントロー		(31.38以十二四	いの悪体 /「	ZELL A	'라-H' 프로 /나.기 ~	∞[ೂ ≑⇔:	
	(HEMS)		・P40~42「(5) ギーマネジメント					ZEH+V);	迭扒安 什」	○●同度	ー イ/レ
			・EV充電用設備				-	以下の要件	ドを満たすこ	. _と 。	
	電気自動車(プラグイン		<ev充電用コン< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>}></th><th></th><th></th></ev充電用コン<>						} >		
8	ハイブリッド車を含む)を		1) 分電盤に専					-			田沢岳づり
	活用した自家消費の拡	•	2) 設置する専 ーカー」を設			20A以上	とし、且つ、	アストボタン	ンが付いた	分岐回路	用漏電ブレ
	大措置のための充電設		ーカー」を設 <v2h充電設< th=""><th></th><th>_0</th><th>'置する場合</th><th>⇒></th><th></th><th></th><th></th><th></th></v2h充電設<>		_0	'置する場合	⇒ >				
	備または充放電設備		1)EV充電用コ					ハずれかを	設置するこ	と。	
			2) 充放電設備を 電力量も H	を設置す	る場合は、電	這 気自動車				-	放電する

●:本事業で [ZEH+の選択要件] として選択した場合、必須となる追加要件。

○:本事業で[ZEH+の選択要件]として選択し、補助対象として導入する場合、必須となる追加要件。

(3) 取得する省エネ性能表示の要件

・ZEHが自立的に普及するためには、住宅のエネルギー消費性能の見える化を通じて、ZEH等の エネルギー消費性能に優れた住宅が市場で適切に評価され、消費者に選択されるための環境が整備 されることが重要です。その為にも、第三者の評価による住宅の省エネ性能表示制度の普及が重要 となります。

本事業では、申請する住宅は建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者 認証を受けているものに限る)を原則として中間報告前に取得し、中間報告時にその写しを提出で きることを交付要件としています。

・加えて、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(J-クレジット制度)に基づき、補助業に係る温室効果ガス排出削減量のクレジット認証に取り組むことが、交付要件になっており(交付規程第8条(14))、交付申請の際に、J-クレジット制度に基づく温室効果ガス排出削減を実施することを表明していただきます(GIO は本表明及びBELS等認証性能表示を以て<math>J-クレジット認証申請を行います、なお、<math>J-クレジットについての問い合わせは、実際の手続を行う「<math>J-グリーン・リンゲージ倶楽部」にお願いします)。

「J-グリーン・リンゲージ倶楽部」問い合わせ:https://j-greenlinkage.go.jp/jgreen/

1) 省エネ性能表示取得に関する要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 取得する省エネ性能表示は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)によるもので、補助対象住宅が『ZEH』*1であることを示すものであること。
- ② 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。
- ③ [ZEH+の選択要件]で「❶外皮性能の更なる強化」を選択した事業については、外皮 平均熱貫流率(UA値)が P37に示す基準を満たしていること。
- ④ 「省エネ性能表示」及びその表示に関する「評価書」を入手し、中間報告時にその写しを提出できること。

※1 本事業では、交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEHであることも可とします。

2)注意事項

- ・実績報告書提出の期日までに省エネ性能表示を取得できない(又は取得しない)場合は、補助金の交付を受けることができませんのでご注意下さい。
- ・省エネ性能表示を受けた結果、本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受け ることができません。
- ・取得した省エネ性能表示に示されている設計性能を満たさない場合、原則補助金の交付はで きませんのでご注意下さい。
- ・エネルギー消費性能計算プログラム (Webプログラム) は、例年4月と10月に改変が行われていますので、十分ご注意下さい。

※ガイドラインに基づく第三者認証表示制度であるBELSについてはこちらを参照ください。 https://www.hyoukakyoukai.or.jp/bels/bels.html

(4) HEMS (エネルギー計測装置) の要件

([ZEH+の選択要件]で「❷高度エネルギーマネジメント」を選択しない事業)

- ・補助対象住宅に設置するHEMS(エネルギー計測装置)は以下の①~③の要件を全て満たすことが必要です。
 - ①HEMS (エネルギー計測装置) の機器要件
 - 1) 一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラーであること。
 - 注)APPENDIX ECHONET 機器オブジェクト詳細規定の Release バージョンについては問いません。
 - 2) 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
 - 3) 計測されたデータの表示ができること。

②計測ポイントの要件

計測ポイントは以下の「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

■エネルギー計測 要件一覧表

機能区分	計測項目	必須要件
太陽光発電システム	発電量	•
	売電量 ^{※1}	•
	系統からの買電量	
	住宅全体の電力使用量	
	暖冷房設備の電力使用量 ^{※3}	\circ
電力量の計測・取得※2	ヒートポンプ式給湯機の 給湯設備(エコキュート等)の電力使用量	0
	ガスコージェネレーションシステム (エネファーム等)の発電量	0
	照明設備の電力使用量	-
	換気設備の電力使用量	-
蓄電システムの利用状況	充電力量	\circ
	放電力量	\circ
電気自動車を活用した充電設備(プラグインハイブリッド車を 含む)	充電力量	0
電気自動車を活用した充放電設	充電力量	0
備(プラグインハイブリッド車を含 む)	放電力量	0
使用電力計測・取得間隔**4	1時間以内	•
データ蓄積期間*5*6	1時間以内の単位 1カ月以上	•
/ 一ク苗惧効則	1日以内の単位 13カ月以上	•

凡例 ●:必須項目 ○:計測対象設備設置の場合は、必須

※1 太陽光発電システムとガスコージェネレーションシステムによるダブル売電の場合は、太陽光発電システムの売電量とガスコージェネレーションシステムの売電量の合算値でも可とします。

- ※2 積算消費電力量(Wh)。
- ※3 「主たる居室」に設置する暖冷房設備の電力量を計測できること。
- ※4 積算消費電力量(Wh)の計測又は取得間隔。
- ※5 HEMS (エネルギー計測装置) により計測した所定時間単位の積算消費電力量データを HEMSコントローラ、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。
- ※6 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。

③運用時の要件

事業完了後、HEMSコントローラ等に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の 定期的な報告が可能であること(詳細はP41を参照)。

(5) HEMS (エネルギー計測装置) の要件

([ZEH+の選択要件]で「❷高度エネルギーマネジメント」を選択する事業)

- ・[ZEH+の選択要件] (P14参照) で「**②**高度エネルギーマネジメント」を選択する補助対象住 宅に設置するHEMSの要件は以下の①~⑥の要件を全て満たすこと。
 - ①HEMSの機器要件

【HEMS (エネルギー計測装置)】

- 1) 一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラーであること。
- 2) 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- 3) 計測されたデータの表示ができること。

【HEMSコントローラ】

- 1) 導入する計測対象の機器要件となる ECHONET Lite AIF 認証を全て取得していること。
- 2) APPENDIX ECHONET 機器オブジェクト詳細規定の Release バージョンは、導入する計測 対象の設備要件となる Release バージョン以上であること。
 - 注) 実績報告書提出までに、ファームアップ等を行う予定で、且つその性能を有する機器も可とします。
- 3) SII がホームページで公開する「エネルギー計測データの例」と同様の形式で計測データの書き出しが可能であること。

URL: https://sii.or.jp/meti_zeh04/zeh_plus/public.html

② 計測ポイントの要件

計測ポイントはP39で示す「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

③HEMSコントローラの設定要件

- 1) HEMSで計測する項目毎に、HEMSコントローラやモニタに表示される計測対象の項目名称の設定をすること。
 - 注)項目名称の設定は、実績報告時までに完了すること。
 - 注) 名称の設定が出来ない機器や、モニタ画面上で項目名称の設定が行えてもデータの書き出 しに反映しない場合は要件未達とみなします。
- 2)「②計測ポイントの要件」を満たし、且つ、実績報告時に計測項目名の確認ができる分電盤

写真等の提出ができること。

注) P39で示す計測ポイントの計測が確認できるように記載すること。

④計測データ報告の要件

HEMSの表示項目の名称設定を完了することで事業完了とします。

【エネルギー計測の要件】

- 1)以下の要件を全て満たしていること。
 - ・P39に示す「②計測ポイントの要件」において必須の計測ポイント毎に計測すること。
 - ・1時間毎の計測値(単位:Wh)であること。
 - ・計測項目や年月、日時が記載されていること。
 - ・SIIがホームページで公開する「エネルギー計測データの例」と同様の形式で計測 データの書き出しが可能であること。

URL: https://sii.or.jp/meti_zeh04/zeh_plus/public.html

【運用時の要件】

・申請者は、事業完了後2年間、HEMSコントローラ等に蓄積された計測データを記録・保存すること。

事業完了後2年間は、国または GIO の求めに応じて提出できるよう、HEMSコントローラー等に蓄積された計測データを保存して下さい。

⑤相互接続性における制御の要件

- 1)制御対象となる各設備とHEMSコントローラ間において、それぞれの相互確認を必須化されているプロパティに対応した機能を通信制御できること。
- 2) 設置するHEMSコントローラの APPENDIX ECHONET 機器オブジェクト詳細規定の Release バージョンは、下表に示す通信制御対象の各設備に対し、上位の Release バージョンであること。

導入設備	APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規程		
空調設備	אַרוו אַ		
ヒートポンプ給湯設備(エコキュート等)	Release D以降		
燃料電池システム(エネファーム等)	Release C 以降		
ガス潜熱回収型給湯機(エコジョーズ等)	Release C 以库		
ハイブリッド給湯設備	ハイブリッド給湯器クラスはRelease L 以降瞬 間式給湯器クラスはRelease C 以降		
蓄電システム	Release H 以降		
充放電設備(V2H充電設備等)	Release G 以降		
充電設備	Release J 以降		

※実績報告書提出までに、ファームアップ等を行う予定で、且つその性能を有する機器も可とします。

3) 通信制御対象の各設備においてHEMSコントローラによる操作を可能にする ECHONET Lite プロトコル対応のアダプターが分離されている場合は、当該アダプターの設置を必須と

します。

⑥AIF認証の要件と、これに代わる相互接続性自己確認の要件

ECHONET Lite AIF 認証で、相互確認を必須化されている各プロパティ(スーパークラス規定に該当するものは除く)について、アクセスルールで定められた事項の情報を、ECHONET Lite の必須プロトコル(併せて各社の独自のプロトコルも使用可能)でHEMSコントローラから通信制御可能であることとします。

なお、相互接続性の確認については、機器種別の市場における普及動向を踏まえ、自己確認を可能とします。但し、その場合においても、住宅に一体化した空気調和システムで独自仕様であるもののうち、他社で利用することが想定される設備においては、ECHONET Lite 認証の取得を必須とします。

<相互接続性の自己確認を示す書類>

- 1)設備メーカー等が、ECHONET Lite AIF 認証で相互確認を必須化されている各プロパティ 【別表 1】の通信制御試験を実施し、自己確認したことを証する書面(自由書式)。
- 2) HEMSコントローラと住宅設備との相互接続性を確認できたホワイトリスト (メーカー等が自社ホームページに掲載するなどして一般に公表されているもの)。

<提出方法>

中間報告時に、補助対象住宅に導入予定の機器に関する相互接続性の自己確認を示す書類を GIO へ提出すること。

【別表1】 ECHONET Lite AIF 認証で、相互確認を必須化されている各プロパティ

機器	プロパティ名							
家庭用エアコン	·動作状態 ·節電動作設定	・運転モード設定 ・温度設定値	・室内温度計測値 ・風量設定					
ヒートポンプ給湯機 (エコキュート等)	・動作状態 ・沸き上げ自動設定	・昼間沸き増し許可設定 ・給湯中状態	-					
ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ等)	·動作状態 ·給湯器燃焼状態	・風呂給湯器燃焼状態 ・風呂自動モード設定	-					
燃料電池 (エネファーム等)	・動作状態	・瞬時発電電力計測値	·積算発電電力量計測値					
ハイブリッド給湯機	•動作状態	・太陽光発電連携モード設定※1	-					
蓄電システム	·動作状況 ·識別番号 ·現在時刻設定 ·現在年月日設定 ·AC実効容量(充電·放電)	· A C 充電·放電可能容量 · A C 充電·放電可能量 · A C 積算充電·放電電力量計測値 · A C 充電量·放電量設定値 · 最小最大充電量·放電電力値	・運転動作設定(充電・放電・待機は必須) ・運転モード設定(充電・放電・待機は必須) ・系統連系状態 ・蓄電残量(Wh・Ah・%いずれかの搭載が必須) ・蓄電池タイプ					
充放電設備 (V 2 H充電設備等)	-動作状態	・定格充電能力 ・定格放電能力 ・車両接続・充放電可否状態 ・最小最大充電電力値 ・最小最大放電電力値 ・最小最大充電電流値 ・最小最大放電電流値 ・最小最大放電電流値 ・元放電器タイプ ・運転モード設定	 ・車両接続確認*² ・車載電池の放電可能容量値1*3 ・車載電池の放電可能残容量1*3*4 ・車載電池の放電可能残容量3*3*4 ・車載電池の使用容量値1*3 ・車載電池の電池残容量1*3*4 ・車載電池の電池残容量3*3*4 					
充電設備	-動作状態	・定格充電能力 ・車両接続・充電可否状態 ・充電器タイプ ・運転モード設定	・車両接続確認*2 ・車載電池の充電可能容量値*3 ・車載電池の充電可能残容量値*3 ・車載電池の使用容量値1*3 ・車載電池の使用容量値1*3 ・車載電池の電池残容量1*3*4 ・車載電池の電池残容量3*3*4 ・車両ID*3					

^{※1} 太陽光発電余剰電力時間帯にヒートポンプ貯湯運転を行う。

^{※2} 充放電器タイプ又は充電器タイプが DC タイプ AA の場合のみ必須。

※3 充放電器又は充電器に接続する電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)から出力される場合、応答必須。 ※4 いずれかのプロパティを搭載すること。

14. 注意事項

申請者、手続代行者及び、 ΖΕΗ ビルダー/プランナーは、以下の点に注意してください。

【交付申請時に関して】

- ① 1つの住宅に対して、1件の申請のみ受付けます。また、同一人が本事業において複数の申請をする ことはできません。同じ住宅に対して、複数の申請がある場合は、全ての申請を認めません。 但し、リース事業者はその限りではありません。
- ② 申請者は、申請する住宅の建築主・所有者又は所有予定者となる個人であり、当該住宅に常時居住する予定の者であること(別荘、セカンドハウス等は補助対象外)。
- ③ 申請後の申請者の変更は原則として認めません。また申請内容に変更の可能性が生じた場合は、予め GIO に報告し、GIO の指示に従ってください。
- ④ 申請後に手続代行を行う法人を変更することは原則として認めません。
- ⑤ 2世帯住宅において、2世帯各々で申請する場合は区分登記が必要となります(区分登記された表示 登記書の提出が必要となります)。区分登記ができないものは、1世帯の申請とします。
- ⑥ 平日の日中(10:00~12:00、13:00~17:00)に必ず連絡が取れること。
- ⑦ 申請書類は返却しないため、必ず提出書類の副本を控えとして手元に残してください。
- ⑧ 手元に保管すべき副本等を GIO に提出した申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)から書類 の返却を求められた場合、GIO は着払いにて返送しますので、注意してください。

【周辺環境への配慮について】

一般家庭において、空調、給湯、発電機器などが、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及 ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未 然に防止するよう、充分な配慮をお願いします。

なお、騒音等の防止を考慮した機器の据付け方法に関して、ガイドブックが公表されておりますので、以下のガイドブックにおいて推奨されている据付け方法をご確認の上、設置場所をご検討頂きますようお願いいたします。

- ・「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」(社団法人日本冷凍空調工 業会平成23年4月発行、平成24年2月改訂) URL:
 - http://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t guide.html
- ・「運転音に配慮した家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの据付けガイドブック」(燃料電池実用化推進協議会 平成 2 8 年 6 月発行) URL:http://www.fccj.jp/pdf/28_cog.pdf

【その他】

① 本事業で導入した設備等については、GIO が補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者と ZEHビルダー/プランナー(設計者・施工者)、手続代行者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的

財産権等を GIO が保証するものではありません。万一、上記に関する紛争が起きても GIO は関与しません。

- ② 申請者、手続代行者及びZEHビルダー/プランナーは、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をしてください。不正をした事が明らかになった場合は、補助金の支払いを行いません。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行ってください。
- 注)表紙裏面「補助金申請者の皆様へ」をよくご確認ください。

<補助対象住宅の構造強度に関する注意事項>

国では、建築基準法施行令に基づく木造建築物の簡易な耐震性確認法である壁量計算における 必要壁量について、ZEH 等の荷重を踏まえた引き上げの検討が行われています。

現行の基準に基づく壁量計算による ZEH は、見直し後の建築基準法施行令(必要壁量)に満たなくなる可能性があります。本事業に申請する際は、荷重の実況に応じた構造計算等、住宅の構造強度について建築設計者から説明を受けるようにしてください。

15. 交付申請書類について

交付申請時に送付いただく書類は以下のとおりです。

【交付申請 提出書類一覧表】

No.	書類名		形式	アップロード時の ファイル名	区分	内容	様式
1	交付申請書 (別紙1、2含む)				•	・GIOが指定する交付申請書(HPからダウン ロードする)に記入すること	様式第1
2	誓約書			•	・GIOが指定する誓約書(HPからダウンロード する)に記入すること	定型様式3-4	
3	事業概要書	Excelファイル		•	・GIOが指定する事業概要書(HPからダウン ロードする)に申請する住宅の概要等を記入す ること	定型様式3-1	
4	交付申請額算出表 (別紙1~3含む)				0	・GIOが指定する算出表(HPからダウンロード する)に補助金交付申請予定額を算出すること	定型様式3-2
\$	配置図			•	・建築地と接する建築基準法上の道路種別、幅 員が記載されていること ・ [ZEH+の選択要件] ❸電気自動車 (ブラクイ ンハイブリット車を含む) を活用した自家消費 の拡大措置のための充電設備を選択した場合 は、電気自動車の保管 (充電)場所及びコンセ ントの設置位置を記載すること		
6	V2H充電設備(充放電設備)を申請する場合	V2H充電設備カタログ			0	・補助対象となる設備のカタログ又はWebカタログの表紙と該当設備が記載されているページ・カタログには、該当設備が記載されたページを冒頭に記載し、型番に蛍光ペン等でマークを入れること	_
1		V2H充電設備見積明細	PDFファイル		0	・V2H充電設備本体の価格・工事費の内訳明細が確認できること ・見積書は宛先、発行元、発行日が確認できる こと	様式自由
8	太陽熱利用温水システムを申請する場合	太陽熱利用温水システムカタログ		ファイル名付与 ルールがあります (ZEH申請者向け クラウドシステム	0	・補助対象となる設備のカタログ又はWebカタログの表紙と該当設備が記載されているページ ・カタログには、該当設備が記載されているページ ・カタログには、該当設備が記載されたページ を冒頭に記載し、型番に蛍光ペン等でマークを 入れること	_
9		太陽熱利用温水システム構成図		利用の手引き参 照)	0	・イラストや構成図を用いて、システム全体を 表現すること ・集熱パネル、貯湯タンクを記載すること	様式自由
10		リース契約書(案)			0	・リース料金から補助金相当分が減額されていること。 ・リースの期間は原則、法定耐用年数以上とすること。法定耐用年数を下回る契約である場合 にあっては、リースの期間終了後に申請者に所 有権移転が行われる契約になっていること	様式自由
(1)	リースの場合	リース料金計算書	Excelファイル		0	・ [次世代ZEH+の追加選択要件] に係る補助対 象設備をリースで導入し、補助対象費用に計上 する場合のみ記載すること	定型様式3-3
(12)		役員名簿			0	・氏名カナ (全角、姓と名の間を全角で1マス空け)、氏名漢字 (全角、姓と名の間を全角で1マス空け)、生年月日 (全角で大正は T、昭和はS、平成は H、数字は 2 桁全角)、会社名及役職名を記載する	様式自由
13	本人確認書類の写し		PDFファイル		•	・運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード(マイナンパーカード)(表面)*1、健康保 険証*2、日本国パスポート、外国人登録証明 書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保 険福祉手帳、印鑑登録証明書のいずれか1つ ・有効期限内のもの(印鑑登録証明書の場合は 発行日が申請日より3カ月以内のもの)	_
(14)	確認済証(売主名義)の写し				0	・次世代ZEH+(建売住宅)実証事業の場合	
(15)	提出書類内容チェックリスト		Excelファイル		•	・①~⑱の書類について、添付漏れや記入の不備がないかチェックすること(手続代行者のチェックでも可)	定型様式3-5

凡例 ●:提出必須の書類 ○:申請内容に該当する場合にのみ書類を提出

注)平面図及び立面図は、交付申請時は提出不用です。

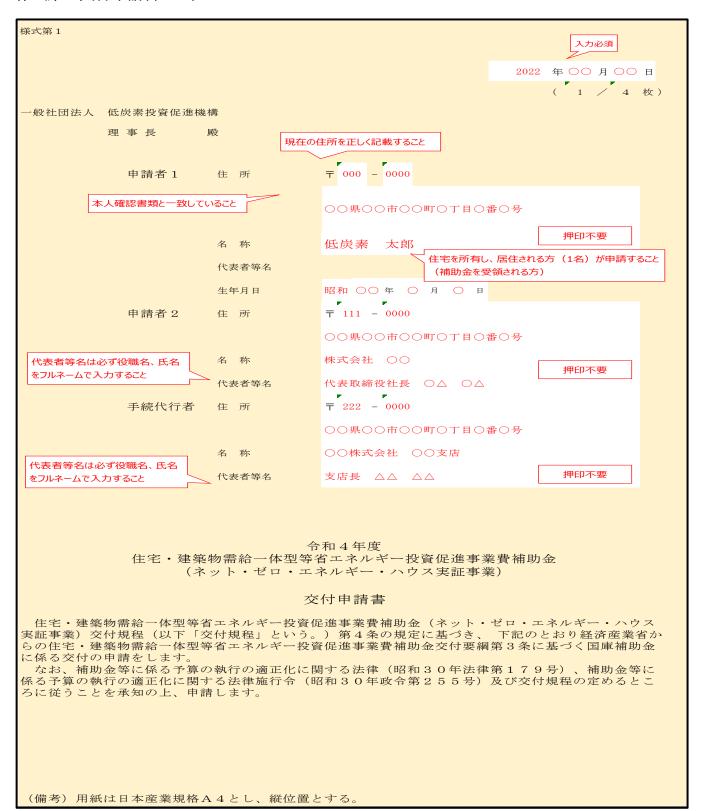
^{※1} 裏面のマイナンバー(個人番号)は提出不要です。マイナンバーが提出された場合は、GIOにでマスキング処理をします。尚、マイナンバー通知カードは不可です。

^{※2} 保険者番号、被保険者等配号・番号及びQRコードはマスキングして提出下さい。マスキングされていない場合は、GIOにてマスキング処理をします。

^{*3} アップロードするファイルに圧縮やバスワード付加をしないで下さい。

「交付申請書及び添付書類の記入例」

様式第1交付申請書 1/4



様式第1交付申請書 2/4

	記	(2 / 4 枚)							
1.申請する補助事業 令和4年度 次世代ZEH+実証	E事業								
2.補助事業の名称	自動転記								
低炭素 太郎邸 次世代ZEH+実証	事業								
3.補助事業の実施計画									
別添による		交付申請額算出表の補助金交付申請額が 自動転記される							
4.補助金交付申請額									
補助金交付申請額		000,000円							
福助金交付申請額									
(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、	縦位置とする。								

様式第1交付申請書 3/4

(別紙1)					
	(3	/	4	枚)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

(単位:円)

補助対象 経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率 (参考値)	補助金の額 (参考値)
合 計				_

※補助金の額(補助対象経費区分ごと)は、小数点以下(1円未満)を切り捨てとする。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

様式第1交付申請書 4/4

判紙 2)	F		4	枚)
--------	----------	--	---	----

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、 また、

補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1)法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又 は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、 理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第 6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

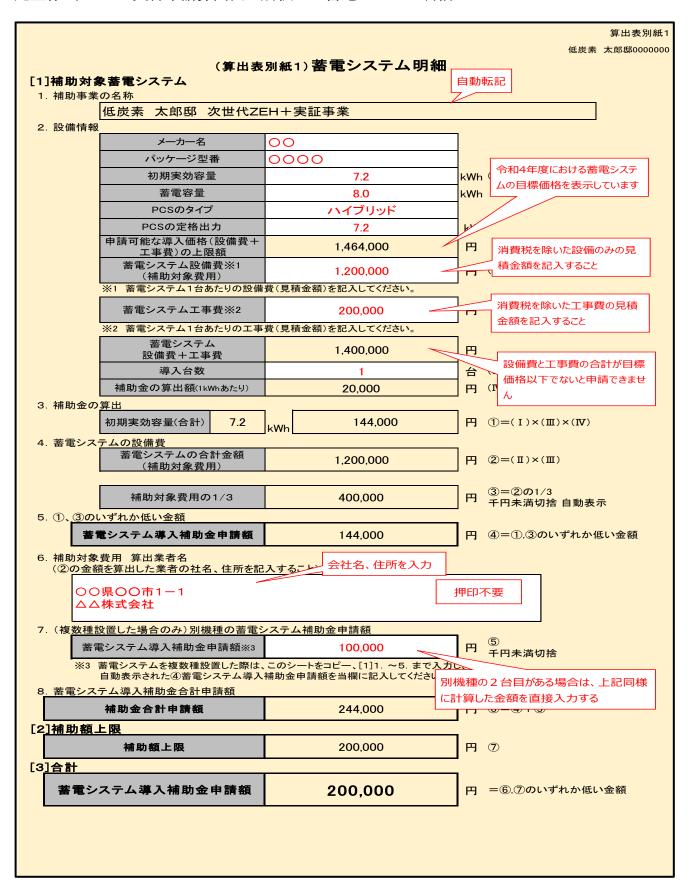
(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

定型様式3-1 事業概要書

										定型様式3-1 低炭素 太郎邸000
			次	世代ZEH+	実証事業	業 事業	と概要書			
1.4	補助対象住宅の概	既要								
	募集次区分	一次	公募	ふりがな 交付申請者氏名		そ たろう 太郎		2 664	(000)	000 - 0000
	E-MAIL		00	00		@			000	
	建築地	= 000 −	- 0000	0	0		県	00	0	市
	AE AE AE	〇〇町〇丁目	△番地		地番を入力す	ること				
	建築区分	新築建売 地域	区分 2	年間日射 地域区分 A3	多雪地	域		別『ZEH+』 第5頁の事業パター)	を選択すること	
	事業パターン (公募要領5頁)		次世代ZEH+(建多	発住宅)実証事業(パ	ペターン①)		上記建築	区分:新築建売	⇒パターン①、② ⇒パターン③	となる
	TPOモデルを活 太陽光発電システムの	の導入有無 有	種類	(■ 屋根貸し/借	野型 口	PPA型	ロ リース型	ローフ相殺	型)	
	(110モナル)	\rightarrow	iこと <u>=</u>	OO kWh	型式		00	提供事業者		00
	ZEH+の選択 達力-まる単体に■ 1つ以上選択す	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ト皮性能の更なる強	ille ■	高度エネル	ギーマネジ	メント(HEMS)		気自動車を活用	Lた充放電設備
	導入する追加要件に		電システム	V2H完電影備(完放電影	於備)	燃料電池	□太陽熱利	用温水システム	□太陽光発電	システム
2	一次エネルギー消	肖費量削減率								
			基準一次エネルギー 減率(小数点以下切		25	5	%以上	ZEHの種別に応		
					10	0	%以上	Nearly ZEH	: 100%以 + : 75%以上	上 (100%未満)
3.1	他の補助金の申請	事状況.								
	他の補助金等に申記令和○年度 ○○○	情している、または	申請予定の場合は	その補助金等の名称	弥を必ず記入	すること				
	予和○年度 ○○○	/備別金								
4.	ラース情報	リースを	利用する場合があれ	1ば「■」をつけること						
	□ 蓄電システム	(-1, -3-3- AII)			□ 燃料電池	_		□ 太陽光発電	システム	
	□ V2H充電設備((充放電設備) 			□ 太陽熱和	可用温水シ	·ステム 			
5.	本事業で得られる公共団体又は民									
			_	東業に参加(J-グリ				· · · · · ·		
	□ その他の排出事							場合はグループ番号		
6.2	ZEHビルダー/プ	ランナー情報(原	境共創イニシアチブ	(SII)に登録されたZEH	ビルダー/プラ	ンナーである	5こと(SII作成の)	ZEHビルダー/プラン	ナー登録(フェーズ	(2)公婁要領(参照))
	ピルダー/プランナー 登録番号 ピルダー/プランナー		0000-0	<u> </u>	27)	レープ番号	000			
	登録名称 ビルダー/プランナー	000	ZEHUVŠ	一登録証に記載された	を登録番号お	よび登録名	称 (屋号) を	<u>አ</u> ታ		
	権別				区分と一致し			記事業パターン③	⇒ 新築注文住	宅 となる
7.3	手続代行者情報 手続代行担当者は	申請内容に関す	る問合せ等で確実	単に対応できる実務	担当者の連	終先を記え	入すること。			
	本人申請の場合も		まに応じることがで	きるよう申請者本人	の連絡先を					
	手続代行会社名	000				支店名 	000			
	所 属	ОДД				当者氏名	0000			
		= □□□ -	- 0000	0	0		県	00		市
	住 所	000								
	電話番号	(000) 0000	- 0000	I	AX番号	(000) 00	000 -	0000
	携帯電話番号	(000) 0000	_	合わせ等に応 。(別の固定	_		保有している場合は	携帯電話番号を	入力す
	E-MAIL		00		(3337)EIAL	@			000	
				必ず電子	メールを入力					

定型様式3-2 低炭素 太郎邸0000000 交付申請額算出表 [1]補助金交付申請額内訳 1. 戸建住宅の補助金申請額(一戸あたりの定額 次世代ZEH+:100万円 戸建住宅の補助金申請額 円 1,000,000 ① (別紙1)、③ (別紙2)、④ (別紙3) 2. 補助対象住宅に導入する設備 について明細と一致しているか確認すること ①蓄電システム導入補助金申請額 (算出表別紙1)蓄電システム明細 蓄電システム導入補助金申請額 200,000 円 ②燃料電池導入補助金申請額 導入有無 有 円 燃料電池導入補助金申請額 20.000 ③V2H充電設備(充放電設備)導入補助金申請額 (算出表別紙2)V2H充電設備(充放電設備) V2H充電設備(充放電設備) 円 600,000 導入補助金申請額 ④太陽熱利用温水システム導入補助金申請額 (算出表別紙3)太陽熱利用温水システム明細 太陽熱利用温水システム 170,000 円 導入補助金申請額 [2]補助金交付申請額 補助金交付申請合計金額 (「1.」+「2.」) 補助金交付申請額 円 1,990,000

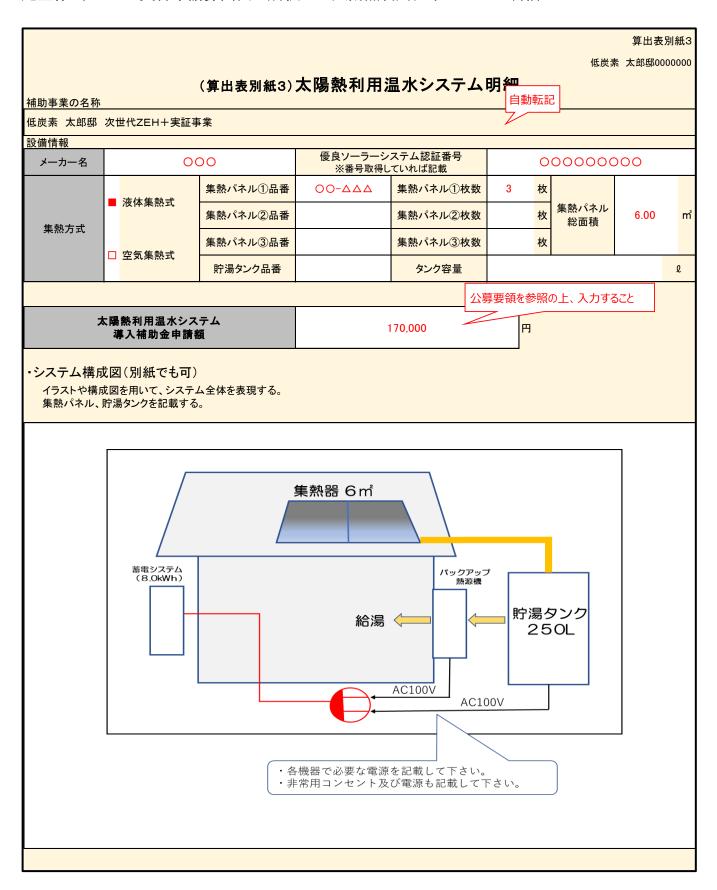
定型様式3-2 交付申請算出表 別紙1 蓄電システム明細



定型様式 3-2 交付申請算出表 別紙 2 V2H 充電設備(充放電設備)明細

				算出表別紙2 低炭素 太郎邸0000000
	(質出表別紙2)	V2H充電設備(充放電	設備) 明細	低灰茶 太郎岛0000000
■補助対象∨	/2H充電設備(充放電設備)			
1. 補助事業	の名称		加藍記	_
	低炭素 太郎邸 次世代ZEH+実	ミ証事業 アンファン・アンファン・アンファン・アンファン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン		
2. 設備情報	ł		V2H充電設備(充	
	メーカー名	000000	型式を入力すること	
	型式	$\triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle$		
	V2H充電設備(充放電設備) 導入価格 (補助対象費用)※1	1,200,000	円①	
	※1 V2H充電設備(充放電設備)の		7 = 7 - 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1	
	一般社団法人 次世代目動単振 各メーカーが定める販売価格と	興センターが登録・公表した「センターネ は異なります。	ベ認本体価格」となります。	
	17 73 73 XC 63 70 MX 76 IM 11 C	自 2	動で表示	
	補助対象費用の1/2	600,000	円 ②=①の1/2	
3. 補助額上	限			
	補助額上限	750,000	円 ③	
4 + 14 0 0	645 LL			
4. 補助金の			\neg	
V2	2H充電設備(充放電設備) 導入補助金申請額	600,000	円 =2,3のいずわ	か低い金額

定型様式3-2 交付申請算出表 別紙3 太陽熱利用温水システム明細



定型様式3-3 リース料金計算書

		計算書の提出は該当者のみ 書(案)との整合性を取ること] —יי	ス料金	計算書				容に関する問当者の連絡	い合わせ	低炭素 太郎	兼式3-3 螂螂0000000		
1.	申請者情報(リー	-ス担当者等)						[689]		70 EB5/	. 9 000				
	会社名	○○株式会社				支店	名	〇〇支店	: /_						
	所 属	△△部				担当者」	毛名								
		T 000 - AAAA		○○ 県			市								
	住 所	住 所 〇一町〇丁目〇番〇号													
	電話番号	電話番号 (○○○) ○○○ -				FAX種	· 号	(Δ)			$\triangle \triangle$			
	E-MAIL	E-MAIL OOO					@			$\triangle \triangle \angle$					
2.	補助事業の名称				自動転記										
	低炭素 太郎邸 次世代ZEH+実証事業														
3.	3. リースする機器情報														
	■ 蓄電システム				■燃	料電池									
	□ V2H充電設備	情(充放電設備)		口太	陽熱利用:	システム	リースする機器に「■」をつけること								
4.	リース契約予定	期間													
	U 크파섕포스+HRR	0000年	0	月	0	日;	から	AAA4	△ 年	Δ	月	Δ	B		
	リース契約予定期間	〇〇 ヶ月													
5.	5. リース等料金計算 原則、法定耐用年数以上とすること														
	(A)	設置機器金額 [合計]								円[税	抜]				
						は以みなりの場 る 補助金があり					の場合 ************************************				
			補助金ありの場合 (補助金適用後の金額) 方を算出する					合の両 補助金なしの場合							
	(B)	補助金交付 申請予定額					L	円							
		中明了 定银	リースで	リースする機器の補助金交付申請予定額を記入すること											
	(C)	(C) 補助金充当後の金額 [合計] (A)-(B) (D) 保険料・諸税等					0	円 [税抜]				0	円 [税抜]		
	(D)							円[税抜]					円[税抜]		
	(E)	リース対象元本 (C)+(D)					0	円[税抜]				0	円[税抜]		
	(F)	金 利(%)						%							
	(G)	金 利(金額)						円[税抜]							
	(H)	リース料等総額 (E)+(G)					0	円 [税抜]							

定型様式3-4 誓約書 定型様式3-4 一般社団法人 低炭素投資促進機構 理 事 長 令和4年度 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業) 誓約書 私は、補助金の交付の申請を一般社団法人低炭素投資促進機構(以下「GIO」という。)に提出するに当たって、また、 補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。 交付申請 本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者、手続代行者の役割及び要件等について確認し、了承している。 暴力団排除 暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。 З. 交付決定前の事業着手の禁止 交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。 温室効果ガス排出削減量のクレジット認証への取り組み 補助事業者は、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(J-クレジット制度)に基づき、補助業に係る 温室効果ガス排出削減量のクレジット認証に取り組む。 5. 重複申請の禁止 他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。 6. 申請の無効 申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。 万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。 7. 個人情報の利用 GIOが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) に基づいた上で、GIOが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証の ための調査・分析、GIOが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、 その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。 また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。 8. 申請内容の変更及び取下げ 申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、GIOに速やかに報告することを了承している。 万が一、違反する行為が発生した場合は、GIOの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。 現地調査等の協力 補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。 10. 事業の不履行等 申請者、手続代行者がGIOに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとGIOが 判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。 11. GIOは、ZEHビルダー/プランナー、ZEHデベロッパー、手続代行者、補助事業者(補助事業を行おうとするもの)、 その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。 事業の内容変更、終了 12. GIOは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。 入力必須 上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名します。 2022 年 〇月 申請者1 名称 低炭素 太郎 押印不要 代表者等名 申請者2 株式会社 〇〇 代表者等名 代表取締役社長 ○○ △△ 押印不要

交付申請書(1/4枚)の申請者、手続代行者記載情報と一致していること

会社名等

代表者等名

手続代行者

押印不要

△△株式会社 支店長 ○△ ○△

定型様式3-5 提出書類内容チェックリスト

定型様式 3-5

提出書類内容チェックリスト(令和4年度 次世代ZEH+実証事業)

(注1)【郵送の場合】提出書類の並び順は当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに綴じ込み、必ず背表紙を付けて提出すること。 (注2)各書類の項目に応じた内容を確認し、申請する住宅に該当する項目のみ確認欄にチェックすること。

	申請	者 名	低炭素 太郎								
手続代行者名			○○株式会社 ○○支店								
Vо	a 類名		項目	内容							
1)		申請書 式第1)	交付申請書	申請する様式は令和4年度 次世代ZEH+実証事業のものか。	•						
	(15K + V, 57, 1.)			必要事項が記入されているか。	•						
2	誓約書		申請者1	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。							
			申請者2 共同申請者がいる場合のみ	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。							
			手続代行者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。							
3)	事業概要書		事業概要書全般	申請する住宅の内容等、交付申請時の必要事項が全て記入されている か。	•						
	交付申請額算出表		交付申請額算出表	合計金額は正しく表示されているか。							
4)			蓄電システム明細 蓄電システムを補助対象にする場合のみ	申請する蓄電システムの設備情報、補助対象費用の算出、算出業者名の記入等、 必要事項が全て記入されているか。							
4)			V2H充電設備(充放電設備)明細 V2H充電設備(充放電設備)を補助対象にする 場合のみ	申請するV2H充電設備(充放電設備)の設備情報、補助対象費用の 算出等、必要事項が全て記入されているか。	_						
			太陽熱利用温水システム明細 太陽熱利用温水システムを補助対象にする場合 のみ	申請する太陽熱利用温水システムの設備情報、補助対象費用の算出 等、必要事項が全て記入されているか。	•						
5)	建築図面		配置図(設置図)	建設地と接する道路の種別、幅員が記載されているか。	•						
6)	【選択要件 ❸】 電気自動車を活用した 充電設備を選択した場合のみ		設置図	電気自動車の保管(充電)場所及び電気自動車用コンセントの設置位置がわかるか。 ※上記③配置図との兼用を可とする							
7)	V2H充電設備(充放 電票機)を申禁する 備のカタログ		ページの明記	該当の設備が記載されたページを冒頭に記載しているか							
D	電設備)を申請する 場合	(Webカタログの印刷で も可)	記載箇所の明記	該当の設備の型番が記載された箇所に蛍光ペン等でマークは入れて いるか。							
8)	太陽熱利用温水シス		ページの明記	該当の設備が記載されたページを冒頭に記載しているか	•						
9)		(Webカタログの印刷で も可)	記載箇所の明記	該当の設備の仕様情報が記載された箇所に蛍光ペン等でマークは入れているか。	•						
	リースの場合		リース契約書(案)	交付申請書の申請者の記載内容との整合性はとれているか。	•						
9)			リース料金計算書	契約開始日、契約終了日、契約期間、費用の全てが記入されているか。	-						
			役員名簿	氏名、生年月日、会社名及び役職名が記載されているか	•						
(1) 本人確認書類の写し		②書類の写]	発行日	有効期限内のものであるか。							
<i>w</i>	本人確認書類の写し		登録者	申請者本人のものであるか。	•						
1)	確認済証 (売主名義)の写し (次世代ZEH+(建売住宅)実証事業の場合)		確認済証	売主名義のものであるか。	•						
9	提出書類内容チェックリスト		申請書ファイルの背表紙	申請書ファイルに背表紙を付けているか。	•						
12	提出書類內:	谷アエツクリスト			I						



一般社団法人 低炭素投資促進機構

【本事業専用HP】

https://www.teitanso.or.jp/zeh/

【問い合わせ】

環境インフラ業務部 次世代 ΖΕΗ+実証事業担当

メール zeh@teitanso.or.jp

電話 03-6264-8522